

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 29 年度（第 3 期中期目標期間）
	中期目標期間	平成 29～33 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		総務大臣	
法人所管部局	総務省情報流通行政局郵政行政部	担当課、責任者	貯金保険課長 佐藤 健治
評価点検部局	総務省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 菅原 希

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員からの意見聴取を実施。（H30. 6. 29） ・ 4 名の有識者（大学教授 2 名、弁護士 1 名、公認会計士・税理士 1 名）から意見聴取を実施。（H30. 7. 2、H30. 7. 20）

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		B				
評価に至った理由	項目別評価は2項目がA、その他項目は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、Bとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務が法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる旨報告されている。
その他特記事項	該当なし

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 郵便貯金管理業務	B					I-1	
（1）委託先及び再委託先の監督	B					I-1-(1)	
（2）資産の確実かつ安定的な運用	B					I-1-(2)	
（3）周知・広報	A○					I-1-(3)	
（4）情報の公表	B					I-1-(4)	
2 簡易生命保険管理業務	B					I-2	
（1）委託先及び再委託先の監督	B					I-2-(1)	
（2）資産の確実かつ安定的な運用	B					I-2-(2)	
（3）周知・広報	B					I-2-(3)	
（4）情報の公表	B					I-2-(4)	
/							

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
（1）業務経費等の合理化・効率化	A					II-(1)	
（2）給与水準の適正化	B					II-(2)	
（3）調達合理化	B					II-(3)	
/							
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B					III	
/							
IV. その他業務運営に関する重要事項							
（1）内部統制の充実・強化	B					IV-(1)	
（2）情報セキュリティ対策の推進	B					IV-(2)	
（3）災害等の不測の事態の発生への対処	B					IV-(3)	
/							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	郵便貯金管理業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
/								予算額（千円）						
								決算額（千円）						
								経常費用（千円）	352,143					
								経常利益（千円）						
								行政サービス実施コスト（千円）						
								従事人員数	30					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
1 郵便貯金管理業務 (以下略)	1 郵便貯金管理業務 (以下略)	1 郵便貯金管理業務 (以下略)	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、 (1) 委託先及び再委託先の監督、(2) 資産の確実かつ安定的な運	(1) 委託先及び再委託先の監督【B】 (2) 資産の確実かつ安定的な運用【B】 (3) 周知・広報【A】 (4) 情報の公表【B】	<評価と根拠> 【B】 「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果が得られているが、各項目を通じて所期の目標を達成したものと評価した。 <課題と対応> なし	<評価に至った理由> 「(3) 周知・広報」はA、その他項目は全てBであり、郵便貯金管理業務については、所期の目標を達成したものと認められる。 <今後の課題> — <その他事項> —	

			用、(3) 周知・広報及び (4) 情報の公表の各 項目を実施したか。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条、第15条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
監督方針に基づき委託先等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に1回以上		2回実施						予算額（千円）				
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度1回以上		2回実施						決算額（千円）				
郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの实地監査	中期目標期間中1回以上		6エリアで実施 沖縄エリア 四国エリア 中国エリア 近畿エリア 北陸エリア 関東エリア						経常費用（千円）	8,634			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	8			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																						
				業務実績						自己評価	評価	B																																																				
<p>委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。</p> <p>・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。</p> <p>・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。</p> <p>【指標】</p> <p>・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先</p>	<p>委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第1の1（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の1（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。</p> <p>加えて、次のとおり、</p>	<p>委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第1の1（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の1（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業務の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。</p> <p>加えて、次のとおり、</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>—</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>● 委託及び再委託した郵便貯金管理業務について、質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先及び再委託先の業務と同等以上の質の確保を求めたか。</p> <p>● 委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。</p> <p>● 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行ったか。</p>	<p>郵便貯金の月々の払戻額及び毎月末の貯金残高は次のとおりとなった。</p> <p>平成29年度 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 体</td> <td>払 戻 額</td> <td>9,738</td> <td>9,569</td> <td>12,107</td> <td>16,255</td> <td>17,563</td> <td>16,161</td> </tr> <tr> <td>月 末 残 高</td> <td>101,595</td> <td>92,026</td> <td>79,918</td> <td>63,662</td> <td>46,099</td> <td>29,937</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定 額</td> <td>増 減 額</td> <td>▲10,193</td> <td>▲9,963</td> <td>▲12,446</td> <td>▲17,304</td> <td>▲18,315</td> <td>▲18,608</td> </tr> <tr> <td>月 末 残 高</td> <td>76,637</td> <td>66,674</td> <td>54,228</td> <td>36,924</td> <td>18,608</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 常</td> <td>増 減 額</td> <td>455</td> <td>393</td> <td>338</td> <td>1,049</td> <td>751</td> <td>2,447</td> </tr> <tr> <td>月 末 残 高</td> <td>24,958</td> <td>25,351</td> <td>25,689</td> <td>26,738</td> <td>27,490</td> <td>29,937</td> </tr> </tbody> </table>								4月	5月	6月	7月	8月	9月	全 体	払 戻 額	9,738	9,569	12,107	16,255	17,563	16,161	月 末 残 高	101,595	92,026	79,918	63,662	46,099	29,937	定 額	増 減 額	▲10,193	▲9,963	▲12,446	▲17,304	▲18,315	▲18,608	月 末 残 高	76,637	66,674	54,228	36,924	18,608	0	通 常	増 減 額	455	393	338	1,049	751	2,447	月 末 残 高	24,958	25,351	25,689	26,738	27,490	29,937	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>【B】</p> <p>平成29年度監督方針における重点確認項目に係る不適切事例について、随時又は定期的に確認を行うとともにその発生原因等を分析し、その結果も活用して実地監査を行い、委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対して極め細やかに改善を指導した上で、その後の実地監査で改善状況を確認した。</p> <p>実地監査は、平成29年度は全13エリア中6エリアで委託先等の窓口部門や後方事務部門等について実施し、実地監査の対象局所や具体的な監査項目の選定に当たっては、委託先等の実施した内部監査の結果等を活用して効果的かつ効率的な実施に努めた。</p> <p>委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証は、5月及び11月の2回実施し、監査項目の見直しは、5月及び10月の2回実施した。</p> <p>これらにより、委託した郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めたものと評価した。</p>	<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）における顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況については、委託先等に対して、定期及び随時に、各種の報告を求め、郵便貯金の払戻し等に係る態勢整備状況の検証を5月及び11月の2回行った。検証結果を踏まえ、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、その後の改善状況については、実地監査において確認を行った。</p> <p>委託先等の監査項目の見直しについては、実地監査の結果及び検証結果等を踏まえ、5月及び10月の2回行った。</p> <p>実地監査については、全13エリア中6エリアにおいて、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査した。監査対象拠点の選定に当たっては、前年度とのエリアの重複は避け、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めたほか、委託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして監査対象拠点を選定し、機構全体の経費の増大を招かないよう効果的かつ効率的な実地監査の実施に努めた。また、部内犯罪事案の発生原因等について分析した上で、改善を求める等を行い、平</p>
						4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																					
全 体	払 戻 額	9,738	9,569	12,107	16,255	17,563	16,161																																																									
	月 末 残 高	101,595	92,026	79,918	63,662	46,099	29,937																																																									
定 額	増 減 額	▲10,193	▲9,963	▲12,446	▲17,304	▲18,315	▲18,608																																																									
	月 末 残 高	76,637	66,674	54,228	36,924	18,608	0																																																									
通 常	増 減 額	455	393	338	1,049	751	2,447																																																									
	月 末 残 高	24,958	25,351	25,689	26,738	27,490	29,937																																																									

の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。
 [指標設定の考え方]
 委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。

委託先及び再委託先（以下第1の1(1)において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。
 ① 監督方針の策定
 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。
 なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。
 ② 確認等
 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の

委託先及び再委託先（以下第1の1(1)において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。
 ① 監督方針の策定
 委託先等に対する監督方針を定めることとする。平成29年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。
 (重点確認項目)
 ア 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止
 イ 顧客情報の管理
 ウ 苦情申告対応
 エ その他業務品質の確保に係る事項
 オ 会計に関する業務の適正性
 ② 確認等
 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の不適切な事例が判明し

● 委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うよう、取り組んだか。
 ● 委託先及び再委託先の業務の実施状況を常に監督したか。監督に際し、必要な事項に特に留意したか。
 ・委託先及び再委託先の内部監査の結果の利用を進めるなど、全体の経費の増大を招かずに実地監査の充実を図ったか。
 ・部内犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 体	払戻額	2,791	1,751	2,129	1,494	1,094	974
	月末残高	27,146	25,394	23,264	21,770	20,675	19,701
通 常	増減額	▲2,791	▲1,751	▲2,129	▲1,494	▲1,094	▲974
	月末残高	27,146	25,394	23,264	21,770	20,675	19,701

※億円以下切り捨てのため残高等が一致しない場合がある。
 ※平成29年9月末をもって定額郵便貯金は全て満期を迎えたことから、10月以降は「定額」の設欄はない。

下記1のとおり、郵便貯金管理業務の委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、下記2のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。

- 1 監督方針の策定
 郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先等に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した平成29年度監督方針を定め、平成29年4月に郵便貯金管理業務の委託先であるゆうちょ銀行に通知した。
 (重点確認項目)
 ア 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止
 イ 顧客情報の管理
 ウ 苦情申告対応

<課題と対応>
 なし

成28年度下期及び平成29年度上期の監査結果をそれぞれ5月及び10月に委託先等に通知し、必要に応じてさらなる改善を求めた。
 よって、委託先等に対し、委託及び再委託した機構の業務の質の維持・向上を求めるとともに、委託及び再委託した業務の質について、委託先等が行う銀行業務、銀行業の代理業務と同等以上の質の確保を求めており、所期の目標を達成したものと認められる。

<今後の課題>
 —
 <その他事項>
 —

	<p>措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。</p> <p>実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。</p> <p>監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。</p> <p>また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。</p> <p>なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。</p>	<p>た場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。</p> <p>実地監査については、平成29年度における実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。</p> <p>実地監査は上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。なお、監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、平成29年度中に1回以上見直すこととする。</p> <p>また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、平成29年度の実地監査の対象エリアを決定することとする。</p> <p>なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果</p>		<p>エ その他業務品質の確保に係る事項 オ 会計に関する業務の適正性</p> <p>2 確認等</p> <p>(1) 定期報告</p> <p>上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、重要案件（不祥事件、顧客情報漏えい、システム機器の障害）については随時、その他の案件については月毎、四半期毎又は半期毎に確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行った。</p> <p>原則として四半期毎に不適切事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して実地監査を行い、委託先等に対し、平成28年度下期監査結果（平成29年5月）及び平成29年度上期監査結果（平成29年10月）を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、委託先等において執った改善策や改善状況については、その後に実施した機構による実地監査において確認を行った。</p> <p>(2) 委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証等</p> <p>平成29年度は、委託先等における顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を、平成28年度下期における態勢整備状況（平成29年5月にとりまとめ）及び平成29年度上期における態勢整備状況（平成29年11月にとりまとめ）について実施した。</p> <p>平成29年度上期の態勢整備状況の検証の結果、権利消滅の対象となる郵便貯金の確認がよりの確なものとなるよう業務プロセスを見直すとともに、預金者に権利消滅に関して注意喚起を促す文言を記載する催告書の記載内容の見直しを行う等、預金者の利益となるよう郵便貯金の権利消滅の取扱いを改善した。</p> <p>(3) 実地監査</p> <p>① 実地監査計画の策定及び実施</p> <p>全国的に管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、実地監査の対象エリアを選定し、犯罪の防止態勢、顧客情報管理態勢、苦情申告等管理態勢、その他業務品質の確保に関する事項、会計業務の適正性を重点項目とする「平成29年度郵便貯金管理業務実地監査計画」を平成29年4月に策定した。具体的な監査</p>		
--	---	---	--	---	--	--

的かつ効率的な実施に努める。

項目や監査対象局所の選定に際しては、委託先等の実施した内部監査の結果等を活用し、効果的かつ効率的な実施に努めた。

② 監査項目の見直し

実地監査の結果及び郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、次のとおり、平成 29 年 5 月及び 10 月に監査項目を計 2 回見直した。

5 月： 平成 28 年度実地監査の結果等を踏まえ、平成 29 年度監査項目を新たに策定した。

10 月： 平成 29 年度上期実地監査の結果等を踏まえ、顧客情報管理態勢に関する監査項目として、業務の外部委託先（再委託先以降を含む。）管理に係る取組状況等を追加する見直しを行った。

③ 監査対象エリア等の選定

「平成 29 年度郵便貯金管理業務実地監査計画」に基づき、次のとおり、全 13 エリア中 6 エリア、36 か所及び委託先等の本社（上期・下期毎に各社 1 回）に対して実地監査を行った。

監査対象の選定に当たっては、前年度とのエリアの重複は避け、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めた。対象局所は、委託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして選定した。

・ 上期（3 エリア 20 か所）

	沖縄 (5月)	四国 (6月)	中国 (7月)
委託先	店舗 1	店舗 1	貯金事務センター 1、エリア本部 1、店舗 1
再委託先	支社 1、郵便局 3、簡易郵便局 2	支社 1、郵便局 3、簡易郵便局 2	郵便局 3

・ 下期（3 エリア 16 か所）

	近畿 (10月)	北陸 (11月)	関東 (11月)
委託先	貯金事務センター 1、エリア本部 1、店舗 1	店舗 1	相続コールセンター 1、店舗 1
再委託先	支社 1、郵便局 2	支社 1、郵便局 2、簡易郵便局 1	支社 1、郵便局 2

(4) 重点確認項目の状況

ア 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止

平成 29 年度上期の部内者犯罪発覚件数は 6 件で、

				<p>私物の持込み、事務室外への書類等の持出しに係る不備に加え、3件においては所持品等点検においても不備が認められており、二重のけん制が機能していなかったこと等が発生要因となっていた。</p> <p>これらの事案を踏まえて犯罪の防止態勢に関して実地監査を行った上で、平成 29 年度上期監査結果において、引き続き、防犯施策の進捗管理、指導等に取り組むことを再委託先に求め、次のような改善がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス違反等発生時の報告先に、従来のコンプライアンス責任者及びコンプライアンス室に加え、「防犯担当局長等」を追加 ・ 全社員に配付するコンプライアンス・ハンドブックに、内部通報窓口への電子メールでの通報を簡便にするQRコードを掲載するとともに、QRコードを掲載した「コンプライアンス報告・内部通報カード」を配付 ・ 全社員(約 40 万人)に対し、コンプライアンス違反の有無等に関する社員アンケートを実施 <p>イ 顧客情報の管理</p> <p>委託先から報告された事故内容を分析し、それを踏まえて実地監査を行った上で、平成 29 年度上期監査結果において、顧客情報の管理の改善を委託先等に求め、次のような改善がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業関係システム等から出力した顧客情報の取扱いの管理について各種会議・研修の場での周知・指導等の強化<委託先・再委託先> ・ 本社による貯金事務センターに対するモニタリング時の点検ポイントに旧勘定の証拠書が適正に保存されているか確認する視点を追加<委託先> ・ 第三者である防犯担当局長が部会内郵便局における過年度の顧客情報の管理状況の臨局点検を実施<再委託先> <p>また、顧客情報漏えい事故防止のため平成 28 年度に機構が行った指摘に対応して、委託先等において営業関係システム等における顧客情報の取扱いの管理を強化したことを確認した。</p> <p>加えて、平成 29 年度下期監査からは委託先の貯金事務センター等から更に外部委託されている事務について、個人情報の取扱いが適正になされるようにす</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>る仕組みについて運用状況を監査し、適正な取扱いがなされていることを確認した。</p> <p>サイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策の強化についても、実地監査を行い、委託先等におけるウイルスチェック等の体系的な対応の強化、顧客情報の適正な管理の徹底、社員研修、インシデント発生時の訓練等の取組状況を確認した。その上で、委託先等に対し、高度サイバー攻撃への対応策、情報システムにおける顧客情報の管理、人材育成、インシデント発生時の体制について、外部ベンダーによるセキュリティ関係の監査結果を踏まえ、現行の情報システム及びその運用により十分な安全性が確保されているか早急に点検の上、必要な対応を実施するよう求めた。機構の求めに対して、委託先等では、指摘事項に対する改善策として、平成 29 年 9 月にサンドボックスによるメールへの振る舞い検知機能を追加導入して、情報セキュリティ態勢の強化が図られた。</p> <p>ウ 苦情申告等の対応</p> <p>実地監査において、委託先等が苦情減少のため実施する、CS推進活動、各種研修による業務知識の向上、覆面調査等の実施状況を確認した。</p> <p>また、委託先から毎日報告される苦情申告等の内容を四半期ごとに分析するとともに、当該分析結果を踏まえて委託先と「苦情改善打合せ会」を開催し、双方における苦情分析結果の早期共有、多発事例の原因分析、サービスの改善に向けた検討等を4回行った。</p> <p>エ その他業務品質の確保に係る事項</p> <p>(7) 業務品質の確保全般</p> <p>上記アからウに記載した事項のほか、委託先から報告を受けて、委託先等で現金過不足事故防止のため、現金と証拠書の突合、預かり金額の読み上げ等の基本動作の徹底等に取り組んでいる状況を確認した。</p> <p>(1) 災害による被災者の支援</p> <p>平成 29 年度は、災害の被災地域を対象に6回の非常取扱い(災害の発生により定額郵便貯金証書等を失くした被災者に対し、一定の要件を満たした場合に払戻し等を行う取扱い)を実施した。なお、実施に際しては、機構のホームページに掲載して周知を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>(ウ) 「疑わしい取引」の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づき、犯罪による収益に関わりがある疑いが認められる取引について、委託先に届出を求め、3件を総務省経由で警察庁あて提出した。</p> <p>オ 会計に関する業務の適正性</p> <p>(ア) 委託先から報告される月次財務データの検証 計数の網羅性、実在性、正確性を確認するため、その前年度値との比較等により、月ごとに異常値分析を行った。</p> <p>(イ) 地方公共団体貸付の弁済状況の確認及び実地監査 委託先から弁済等の月次財務データの報告を受けるとともに、個別案件について随時報告を受け、その適切性を確認した。</p> <p>また、委託先に対して、実地監査を行った上で、地方公共団貸付に係る情報の適正な管理を求めた。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
—						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条、第28条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第6条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	-			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	4			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関への	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙1）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の平成29年度運用計画（別紙1）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 郵便貯金資産について、運用計画に従った確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「平成29年度運用実施方針の主要事項」 ・ 資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・ 運用方法は、ゆうちょ銀行への預金、預金者貸付、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・ 有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、柔軟に対応する。 ① ゆうちょ銀行に対する預金：機構発足時から、保有する郵便貯金残高の全額を、特別貯金として預金しており、平成29年度末残高は、1,970,182百万円である。機構法第28条第2項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管	<評価と根拠> 【B】 郵便貯金資産については、中期計画及び平成29年度年度計画で定める運用計画に基づき、並びに平成29年度運用計画に従い具体的な運用方法等を平成29年度郵便貯金資産の運用実施方針として定め、これを遵守した運用を行った。 これにより、郵便預金資産について、確実かつ安定的な資産運用を行ったも	<評価に至った理由> 郵便貯金資産については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で運用計画に従った運用が行われた。	

<p>預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等)の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。</p>				<p>理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第36条の規定に基づき、毎月「特別貯金残高から預金者貸付及び地方公共団体貸付額を引いた額」以上の額の国債を担保として徴した。</p> <p>② 総務省認可を受けた金額の範囲内でゆうちょ銀行から借り入れた資金により、預金者貸付を行う(9月末まで)とともに、地方公共団体への貸付債権を保有した。年度末残高は、地方公共団体貸付829,243百万円である。</p> <p>③ 権利消滅金としてゆうちょ銀行から当機構に振り込まれる資金等については、国債市場においてマイナス金利が続いているため、国債による運用は行わず、全額、ゆうちょ銀行の振替口座(無利子)に留め置いた。平成29年度末残高は9,277百万円である。</p>	<p>のと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>よって、郵便貯金資産の確実かつ安定的な運用が行われており、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	--	--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	郵便貯金管理業務（周知・広報）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
平成29年4月1日時点で満期経過9年目以下、当該年度に15年目の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を発送	・中期目標期間中に9年目以下の預金者に1回以上 ・15年目の預金者へは当該年度に発送		・2～9年目の全件 ・16～19年目の全件 ・11～14年目の一部 ・15年目の全件							予算額（千円）				
上記の預金者と効果があると認められた際にはそれ以外の預金者にも挨拶状を発送	上記の預金者と合わせて中期目標期間中240万件以上		上記の預金者について224万件(93.3%)							決算額（千円）				
挨拶状を発送した預金者への実態調査の実施	初年度は1,000名以上に発送 次年度以降は有効性を見ながら調査票を発送		1,500名(150%)							経常費用（千円）	342,676			
転居等で届かなかった預金者への挨拶状の発送	住所調査の有効性が検証できた際には可能な限り実施		住所調査の有効性が検証できた							経常利益（千円）				

・預入期間を 経過した郵便 貯金の残存状 況のHP公表	毎事業年度 1 回 以上		毎月HPへ 公表							行政サービス実 施コスト(千円)				
・新聞広告等 の実施	新聞広告の実施		新聞広告 1 回											
公共機関・各 種団体等に広 報施策・活動 の連携実施	年 5 件以上		35 件							従事人員数	7			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状の送付対象を第2期中期目標期間より拡大するのに加え、転居した預金者に対して周知をする方策を検討するとともに、毎事業年度預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進す</p>	<p>郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。</p> <p>具体的には、早期払戻しを促す挨拶状を、平成29年4月1日時点で満期後9年目以下の預金者に対して中期目標期間中に1回以上発送し、同期間中に満期後15年目を迎えた預金者に対して当該年度に発送する。それ以外の預金者に対しても挨拶状の効果を検証した上で、効果が認められた場合には可能な限り実施する。これにより、中期目標期間中に挨拶状</p>	<p>郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。</p> <p>平成29年度は、満期後2年目から9年目の郵便貯金(平成20年度から27年度に満期となった郵便貯金)及び満期後15年目の郵便貯金(平成14年度に満期となった郵便貯金)の預金者に対して、早期払戻しを促す挨拶状を発送する。</p> <p>また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を行うこととし、1,000名</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査を、初年度1000人以上を対象に行い、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行う。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、費用対 	<p>1 満期を経過した郵便貯金の預金者への個別周知等</p> <p>(1) 早期払戻しを促す挨拶状の発送</p> <p>平成29年度計画において、満期を経過した郵便貯金の早期払戻しを促す挨拶状(以下「挨拶状」という。)を発送することとしていた満期後2年目から9年目の貯金(平成20年度から27年度に満期となった貯金)及び満期後15年目の貯金(平成14年度に満期となった貯金)の預金者全件に加え、満期後16年目から19年目の貯金(平成10年度及び13年度に満期となった貯金)の預金者全件及び満期後11年目から14年目の貯金(平成15年度から18年度に満期となった貯金)の預金者の一部を対象とし、平成29年10月から平成30年2月までに合計224万件的挨拶状を発送した。</p> <p>挨拶状については、内容が明確に伝わるよう文面を工夫するとともに、ユニバーサルデザインを採用することで高齢者にも見やすくなるよう配慮した。</p> <p>預金者対応に当たっては、ゆうちょ銀行のコールセンターのほか、挨拶状の発送業務の委託先に問合せ専用フリーダイヤルを設けた。その結果、平成29年10月23日の開設時から平成30年3月30日までに21,485件の架電があった。</p> <p>(2) 挨拶状を発送した預金者への実態調査</p> <p>より正確な実態の把握に向け、挨拶状の送付を受けて郵便貯金の払戻しを行った預金者及び払戻しを行わな</p>	<p><評価と根拠></p> <p>【A】</p> <p>早期払戻しを促す挨拶状の送付については、平成29年度計画の対象者に加えて、満期後16年目から19年目の全ての預金者及び満期後11年目から14年目の一部の預金者を対象とすることにより同計画を大幅に上回る範囲の預金者を対象にし、中期目標の240万件以上の発送目標に対して、224万件、93.3%の達成率となった。</p> <p>独自の専用電話番号も設置して問い合わせに対応した。</p> <p>実態調査における調査票の発送においては、挨拶状が到着して郵便貯金を払い戻した預金者・払い戻していない預金者の双方を調査対象にし、発送対象を年度計画目標の1.5倍となる1,500人に拡大し</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>預入期間を経過した郵便貯金の残存状況については、委託先に毎月報告させ、前月末における郵便貯金残高及び郵便貯金の種類別残高を毎月月初に機構のホームページに掲載して公表したほか、満期を経過した郵便貯金について元の郵便貯金の種類別の残存状況等を毎月中旬に機構のホームページに掲載して公表するとともに、満期を経過した郵便貯金の早期受取を呼びかけた。</p> <p>早期払戻しを促す挨拶状については、年度計画における対象者(満期後2年目から9年目の郵便貯金及び満期後15年目の郵便貯金の預金者)に加えて、満期後16年目から19年目の全ての預金者及び満期後11年目から14年目の一部の預金者を対象とし224万件的挨拶状を発送し、中期目標期間初年度で中期目標の93.3%を達成した。</p>	

<p>ること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。</p> <p>【重要度：高】民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から2月以内になお払戻のない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査を、初年度1000人以上を対象に行い、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上 	<p>を240万件以上発送する。</p> <p>また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。なお、初年度は1,000名以上の預金者に対して調査票を発送することとし、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行うこととする。</p> <p>さらに、転居等のため挨拶状が届かなかつた預金者に対しても周知するために住所調査を行うことの有効性について検証を行い、効果が認められた場合には可能な限り実施する。</p> <p>これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。</p> <p>郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。</p> <p>この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。</p> <p>広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を実施する。</p>	<p>以上の預金者に対して調査票を発送する。</p> <p>さらに、満期後9年目以下及び満期後15年目の預金者以外の預金者に対する挨拶状発送の効果及び転居等のため挨拶状が届かなかつた預金者に係る住所調査の有効性について検証を実施する。</p> <p>これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。</p> <p>郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。</p> <p>この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。</p> <p>広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を実施する。</p>	<p>効果を十分に検証した上で、より効果的かつ効率的な広報活動を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を事業年度中1回以上周知したか。 ● 預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240万件以上発送するよう、取り組んだか。 ● 満期後9年目以下及び満期後15年を経過した預金者に対する挨拶状を発送したか。 ● 挨拶状を発送した預金者への実態調査を、1000人以上を対象に行ったか。 ● 転居等のため挨拶状が届かなかつた預金者に対しても周知するために住所調査を行うことの有効性について検証を行い、効果が認められた場合には可能な限り実施したか。 ● 幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ● 窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効 	<p>かった預金者の双方を調査対象にし、調査票の発送対象者数は計画を上回る1,500名とした。平成30年2月に調査票を発送し、同年3月に280通を回収した。回答者の75%は挨拶状を開封したことが判明した。挨拶状を開読して初めて満期を過ぎた郵便貯金を持っていることを知った方が70%であった。調査結果の詳細な分析は、平成30年度において行うこととしている。</p> <p>(3) 住所調査の有効性の検証</p> <p>対象が特定の地方に偏らないよう振り分けて、平成29年2月から7月にかけて住所調査を行った全ての地方公共団体から回答があり、住所調査は挨拶状が不着となった預金者の住所を調査する方法として有効であることを確認した。</p> <p>2 郵便貯金の残存状況の公表</p> <p>委託先であるゆうちょ銀行から報告させて、毎月月初に前月末における郵便貯金残高及び郵便貯金の種類別残高を機構のホームページに掲載して公表したほか、毎月中旬に満期を経過した郵便貯金について元の郵便貯金の種類別の残存状況等を機構のホームページに掲載して公表するとともに、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけた。</p> <p>3 施設や広報媒体を通じた幅広い広報の推進</p> <p>独自施策のほか、総務省、消費者庁、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設、独立行政法人等に協力を要請し、連携して周知・広報を実施した。</p> <p>また、政府広報のテーマ募集への応募を総務省に依頼するなどの施策に取り組んだ。</p> <p>広報施策の実施に当たっては、委託先等と情報を共有化し、郵便局窓口等での説明や手続、ゆうちょコールセンターでの問い合わせ対応などに遺漏のないよう準備を徹底した。</p> <p>(1) 機構において実施した周知・広報施策</p> <p>① 新聞広告の実施</p> <p>新聞広告を平成29年10月に全都道府県において、前年度より全国紙1紙拡大して実施した(全国紙3紙、ブロック紙4紙、地方紙32紙の朝刊に掲載。人口に占める新聞の購読者数の割合が全国で50%以上、各都道府県で40%以上。)広告は、効果的な文面やデザインとなるように工夫した。新聞広告実施期間中、1日平均約350件の権利消滅に係る照会がゆうち</p>	<p>て実態把握に努めた。</p> <p>住所調査の試行では、特定の地方に検証対象が偏らないように実施し、全ての地方公共団体から調査結果の回答を得て調査の有効性を確認し、平成30年度以降の住所調査の拡大実施に道筋をつけた。</p> <p>預入期間を経過した郵便貯金の残存状況は毎月ホームページで公表した。</p> <p>広報活動においては、昨年度と比べて、新聞広告では全国紙を1紙追加し、郵便局での周知用ポスターの掲示を14.2倍拡大して全都道府県の19,849局で実施し、周知用チラシの配備を1.3倍拡大して全都道府県の郵便局9,000局で実施した。また、効果的な広告文面やデザインとなるよう工夫した。</p> <p>さらに、総務省、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設(昨年度より1団体追加)、国立病院機構等の協力も得て、郵便貯金の権利消滅制度や郵便貯金の早期受取りについて周知(昨年度より4施策追加)を図るとともに、インターネット広告の対象地域の全国への拡大及び広告手法の拡充、総務省と連携しての多面的な政府広報(4施策を新規実施)の実施等にも</p>	<p>挨拶状を発送した預金者への実態調査については、1,500人に実施し、中期目標の150%を達成した。</p> <p>転居した預金者に対する周知の方策の検討については、住所調査を行うことの有効性について検証を行った。試行において、挨拶状が届かなかつた預金者の転居先住所について地方公共団体に照会したところ、全ての地方公共団体から回答を得られ、調査の有効性を確認し、平成30年度以降の住所調査の拡大実施に道筋をつけた。</p> <p>広報施策については、全国紙3紙、ブロック紙4紙、地方紙32紙(平成28年度：全国紙2紙、ブロック紙4紙、地方紙32紙)での新聞広告、郵便局19,849局(平成28年度：1,400局)での周知用ポスターの掲示、郵便局9,000局(平成28年度：6,757局)での周知用チラシの配備を実施したほか、平成29年度からインターネット広告を全国に拡大して実施するなど幅広い広報を推進した。</p> <p>公共機関・各種団体等との連携した広報施策については、総務省、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設、国立病院機構等と35件の広報施策を実施し、中期計画に対し、700%を達成した。</p> <p>また、効果的な周知方法を検討するため、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方を対象とした郵送調査</p>
---	--	--	---	--	--	--

<p>行う。</p> <p>[指標設定の考え方] 権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知するほか、第2期中期目標期間中に行っていた満期後15年を経過した全預金者に対する挨拶状の発送を、満期後9年目以下の全預金者に対しても行うとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行い、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。</p> <p>※満期後15年を経過した預金者に対する挨拶状の第2期中期目標期間中の発送件数：約40万件（予定）</p> <p>※満期後9年目以下の預金者数（平成20年度～27年度満期分）：約200万件（平成28年9月現在）</p>	<p>図る。</p> <p>広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。</p>		<p>果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。</p>	<p>よ銀行コールセンターにあった。（平常月は1日平均約50件）</p> <p>② 周知用ポスターの郵便局・ゆうちょ銀行店舗への掲示</p> <p>周知用ポスターを平成29年12月4日から17日まで、前年度よりも拡大して全都道府県の郵便局19,849局（平成28年度は1,400局）に、また、平成29年12月4日から平成30年3月2日まで、ゆうちょ銀行の全店舗（233店舗）に掲示した。</p> <p>ポスターは、効果的な文面やデザインとなるように工夫した。平成30年3月に郵便貯金を払戻した預金者にアンケート調査を実施したところ、回答した2割強の預金者がポスターを認知していた。また、理解度については前回より向上した。</p> <p>③ 周知用チラシの郵便局・ゆうちょ銀行店舗への配備</p> <p>周知用チラシを平成30年3月19日から4月1日まで、前年度よりも拡大して全都道府県の郵便局9,000局（平成28年度は6,757局）において、平成30年3月19日から9月28日まで、ゆうちょ銀行の全店舗（233店舗）において、合計で約97万枚配備した。</p> <p>比較的来局者の多い郵便局を選定するとともに、過疎地域においては郵便局が地域の主要な金融機関となることを考慮し、過疎地域の全郵便局を対象に配備することを原則とした。</p> <p>チラシは、効果的な文面やデザインとなるように工夫した。</p> <p>チラシ設置局300局の職員にアンケート調査を実施したところ、1局当たり1.1件の問い合わせがあり、チラシをきっかけとした払戻しが0.45件あったとの結果となった。</p> <p>④ インターネット広告の実施</p> <p>新聞広告や郵便局における周知用ポスター・チラシに触れる機会が少ない預金者に周知・広報するため、平成28年度に静岡県内でインターネット広告を試行し、その効果が認められたことから、平成29年度は、対象地域を全国に拡大し、また、一度広告にアクセスした人に再度広告を表示する新たな手法を採り入れた上で平成30年3月12日から30日までの間実施した。機構が当該広告用に設けた周知・広報ページに11</p>	<p>取り組んだ。特に日本郵便（株）との間で覚書を締結し、広報施策で協力していくことに合意した。</p> <p>なお、実施した周知・広報施策については、ゆうちょ銀行のコールセンターにおいて受け付けた広報施策に関する照会等について報告を受ける等して預金者等の反響状況を把握・分析するとともに実態調査を実施、調査分析した。</p> <p>これらにより、郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預金者に直接気付きの機会をもたらすことを始めとする預金者に対する効果的・効率的な周知・広報の実施に十二分に取り組み、年度計画を上回る顕著な成果を得たものと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>や、郵便局へのアンケート調査を実施するとともに、ゆうちょ銀行のコールセンターにおいて受け付けた照会等について報告を受ける等して預金者等の反響を把握・分析し、効果的かつ効率的な実施に努めた。</p> <p>よって、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、その残存状況を適時に把握し、より効果的な周知・広報を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	---	--	---------------------------------------	---	---	--

				<p>万3千件のアクセスがあり、機構のホームページに掲載の「払戻しの手続のご案内」のダウンロードが1万6千件あった。</p> <p>⑤ 街頭大型電光掲示板広告の実施 平成29年1月から実施している横浜駅西口の「G-vision」への権利消滅制度についての広告文の掲載を、平成29年度においても継続した。</p> <p>⑥ 名刺の活用 貯金部職員等の名刺裏面に郵便貯金の権利消滅に関するお知らせ文言を印刷している。平成29年9月末で機構が承継した定期性郵便貯金が全て満期となったことから、文言を改定した。</p> <p>⑦ 機構の封筒の活用 機構が使用する封筒の裏面に、郵便貯金の早期払戻しを促す文を掲載している。</p> <p>(2) 関係省庁・団体等と連携して実施した広報施策 次のとおり、関係省庁・団体等と連携して広報を展開した。(★は29年度新規施策)</p> <p>①★政府広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ★BS テレビ番組において郵便貯金の権利消滅制度について周知(平成29年7月) ★Yahoo ニュースにインターネット広告を配信(平成29年7月) ★視覚障がい者向けに音声(CD)・点字大活字による広告を実施(平成29年8月) ★新聞の付き出し広告を全国70紙に掲載(平成30年1月) <p>② 総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ★各総合通信局等内に周知用ポスターを掲示(平成29年6月) ★合同庁舎2号館のオートスライドに周知用ポスター画像を掲載(平成29年12月～平成30年12月予定) ・合同庁舎2号館の周知スペースに周知用ポスターを掲示(平成29年12月～平成30年12月予定) ・広報誌「総務省」に記事・お知らせを掲載(平成30年2月、3月) ・地方行政評価局の会議において資料配布(平成29年7月～10月) ・北海道白老町の「行政相談懇談会」等に参加し、権 	
--	--	--	--	---	--

				<p>利消滅に係る説明を実施（平成 29 年 10 月）</p> <p>③ 消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費行政ブロック会議及び消費生活センター所長会議での資料配布を依頼し（平成 29 年 5 月）、各会議主催者からの依頼に基づいて順次資料を送付（平成 29 年 7 月～10 月） 消費行政ブロック会議及び消費生活センター所長会議において資料配布（平成 29 年 10 月～11 月） <p>④ 日本郵政グループの施設及び関連団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆうちょ財団のセミナー等で周知用チラシを配布（通年） 郵政博物館、有馬切手文化博物館において周知用チラシを配備（通年） かんぼの宿及び通信病院に周知用ポスターを掲示（平成 30 年 3 月） <p>⑤ 全国地域婦人団体連絡協議会</p> <p>機関誌に広告を掲載（平成 30 年 3 月）</p> <p>⑥ 日本点字図書館</p> <p>視覚障がい者向け雑誌及び会員向けサイトに音声広告を掲載（平成 30 年 2 月～3 月）</p> <p>⑦ 老人福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国有料老人ホーム協会 会員にメールマガジンにより権利消滅制度について周知し、同協会の消費者相談ブースに周知用ポスターを掲示（平成 29 年 6 月） 法人会員に周知用ポスターを送付し、施設内の掲示を依頼（平成 29 年 12 月） ★個人会員に周知用チラシを送付（平成 30 年 3 月） 全国老人保健施設協会 会員にメールマガジン及び同協会HPにより権利消滅制度について周知（平成 29 年 7 月） 会員施設に周知用ポスターを送付し、施設内の掲示を依頼（平成 29 年 12 月） 全国老人福祉施設協議会 会員にメールマガジンにより権利消滅制度について周知（平成 29 年 8 月） 会員施設に周知用ポスターを送付し、施設内の掲示を依頼（平成 29 年 12 月） 国立病院機構 国立病院に周知用ポスターを送付し、病院内の掲示 		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>を依頼（平成 29 年 9 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅協会 ★ サービス付き高齢者向け住宅に周知用ポスターを送付し、施設内の掲示を依頼（平成 29 年 9 月） <p>⑧ 日本郵便株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 権利消滅金の発生抑止のための連携施策を検討し、覚書を締結（平成 30 年 1 月） ★ 日本郵便各支社が開催する郵便局長会議において権利消滅制度及び早期受取りについて説明（平成 30 年 3 月） <p>(3) 広報調査の実施等</p> <p>郵便貯金の早期払戻しについて、更に効果的な周知方法を検討するため、平成 28 年度に実施した広告施策について、平成 29 年 3 月から 4 月に郵便局等の窓口で満期を迎えた郵便貯金を受け取った方を対象にして郵送調査を実施し（平成 29 年 7 月～8 月）、その結果を分析した（平成 29 年 10 月）。また、郵便局へのアンケート調査も実施した（平成 29 年 6 月）。</p> <p>この結果を踏まえ、効果が認められ、分かりやすいとの評価が高い郵便局での周知用ポスター掲出、周知用チラシの配備を引き続き実施することとした。</p> <p>なお、平成 29 年度に実施した広報施策の調査結果については、前述（1）②のとおりである。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	郵便貯金管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法に関する省令第17条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
HP掲載内容の検証	毎事業年度1回以上		2回						予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	832			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	11			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容	① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライ	① 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライ	<主な定量的指標> ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 <その他の指標> — <評価の視点> ● 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用	1 ホームページの掲載内容の検証 平成29年10月に、同年9月末日で機構が承継した定期性郵便貯金が全て満期となったことを踏まえ、「約款」、「商品概要説明書」、「郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A」、「満期を経過した郵便貯金の払戻手続に関するお知らせ」について内容を改正した。 平成30年3月には、満期を経過した郵便貯金の早期払戻しに係る情報など郵便貯金管理業務に関するお知らせについて、閲覧者のアクセシビリティを向上させる観点からホームページのトップ画面に郵便貯金管理業務専用のバナーを設けるとともに、記述内容をより分かりやすい表現とする改善を行った。 2 機構の取組内容等に関する情報の公表	<評価と根拠> 【B】 情報の公表に当たって活用したホームページの掲載内容の検証は複数回実施し、内容を現行化したほか、アクセシビリティの向上や、より分かりやすい表現とする改善を行った。 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、ディスクロージャー誌等により国民に対して実	<評価に至った理由> 機構の取組内容等の情報については、法令等に基づいた公表すべき内容を、ホームページへの掲載や情報公開室への備え付け等を通じて、公表した（財務諸表については、総務大臣の承認から2か月以内に公表）。その他、ディスクロージャー誌やパンフレットを作成し、ホームページを活用して公表した。ホームページは、利用者により分かりやすく充実した内容となるよう、掲載内容の検証を	

<p>に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 <p>[指標設定の考え方]</p> <p>郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。</p>	<p>アンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。</p> <p>なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。</p> <p>② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。</p>	<p>アンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報について、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付ける等、公表することとする。</p> <p>なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。</p> <p>② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じ改善等し、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。</p>	<p>及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を公表したか。</p> <p>● ホームページを活用した情報提供を行ったか。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めるとともに、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。</p>	<p>機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組については、総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表を行った。</p> <p>また、同等の情報を記載したディスクロージャー誌を平成29年9月に作成し、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。</p> <p>さらに、平成29年10月、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表した。</p> <p>平成28事業年度財務諸表は、独立行政法人通則法に基づいて情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。</p> <p>通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報に加え、機構による入札の結果についても、ホームページで公表している。</p> <p>3 ホームページの改善等</p> <p>サイト内検索機能を導入し、また、文字サイズを容易に変更するボタンを各ページに設置しているほか、音声読み上げソフトを使用し、視力の低い人や目が疲れやすい人の閲覧を補助している。</p> <p>また、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、日本郵便及び郵政関係6団体のホームページに機構のバナーを設け、機構の詳細説明のページにジャンプできるようにしている。</p> <p>ホームページの利用状況については、毎月アクセスログを分析して把握している。</p> <p>平成29年8月、「お問い合わせ」ページに閲覧者の意見を収集するための投稿ボタンを設置した。</p>	<p>施状況を明らかにするとともに、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の取組内容等に関する情報を総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表した。</p> <p>これらにより、適切な情報提供となっていると評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>2回実施し、記述内容をより分かりやすい表現とするほか、閲覧者の意見を収集するための投稿ボタンを設置する等の改善を行った。</p> <p>よって、郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表しており、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	---	---	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	簡易生命保険管理業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
/								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）	44,795				
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数	37				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B	
2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	2 簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、(1) 委託先及び再委託先の監督、(2) 資産の確実かつ安定的な運用、(3) 周知・広報及び	(1) 委託先及び再委託先の監督【B】 (2) 資産の確実かつ安定的な運用【B】 (3) 周知・広報【B】 (4) 情報の公表【B】	<評価と根拠> 【B】 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。 <課題と対応> なし	<評価に至った理由> 各項目Bであり、簡易生命保険管理業務については、所期の目標を達成したものと認められる。 <今後の課題> — <その他事項> —		

			(4) 情報の公表の 項目を実施したか。			
--	--	--	-------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	簡易生命保険管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条、第16条、第18条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
監督方針に基づき委託先等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に1回以上		2回実施							予算額（千円）				
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度1回以上		2回実施							決算額（千円）				
簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの現地監査	中期目標期間中1回以上		7エリアで実施 関東エリア 沖縄エリア 東北エリア 中国エリア 信越エリア 九州エリア 近畿エリア							経常費用（千円）	38,299			
										経常利益（千円）				
										行政サービス実施コスト（千円）				
										従事人員数	11			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																										
				業務実績	自己評価	評価	B																																																																																																									
<p>委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。</p> <p>・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢については、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、その整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。</p> <p>・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、</p>	<p>委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めること</p>	<p>委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2（1）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めること</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。</p> <p>・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>● 委託及び再委託した簡易生命保険管理業務について、質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先及び再委託先の業務と同等以上の質の確保を求めたか。</p> <p>● 委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回以上行ったか。</p> <p>● 委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行ったか。</p>	<p>請求のあった保険金の月々の支払額及び毎月末の保険契約残高は次のとおりとなった。</p> <p>平成29年度 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全体</td> <td>支払額</td> <td>6,565</td> <td>5,859</td> <td>5,952</td> <td>5,307</td> <td>5,086</td> <td>5,310</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>387,480</td> <td>381,622</td> <td>375,670</td> <td>370,363</td> <td>365,277</td> <td>359,967</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保険</td> <td>支払額</td> <td>6,419</td> <td>5,730</td> <td>5,822</td> <td>5,198</td> <td>4,985</td> <td>5,214</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>379,635</td> <td>373,905</td> <td>368,082</td> <td>362,884</td> <td>357,899</td> <td>352,685</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金</td> <td>支払額</td> <td>146</td> <td>128</td> <td>130</td> <td>109</td> <td>101</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>7,845</td> <td>7,717</td> <td>7,587</td> <td>7,478</td> <td>7,378</td> <td>7,281</td> </tr> </tbody> </table> <p>(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全体</td> <td>支払額</td> <td>3,667</td> <td>3,493</td> <td>3,891</td> <td>3,656</td> <td>3,635</td> <td>4,024</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>356,299</td> <td>352,807</td> <td>348,915</td> <td>345,259</td> <td>341,624</td> <td>337,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保険</td> <td>支払額</td> <td>3,587</td> <td>3,420</td> <td>3,809</td> <td>3,585</td> <td>3,571</td> <td>3,942</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>349,098</td> <td>345,678</td> <td>341,869</td> <td>338,284</td> <td>334,713</td> <td>330,772</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金</td> <td>支払額</td> <td>80</td> <td>73</td> <td>83</td> <td>71</td> <td>65</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>月末残高</td> <td>7,201</td> <td>7,129</td> <td>7,046</td> <td>6,975</td> <td>6,911</td> <td>6,828</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託先及び再委託先の監督にあたっては、中期目標、中期計画及び年度計画に示された監督の考え方を監督方針に明記し、委託先及び再委託先に対し、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先及び再委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めた。</p> <p>1 監督方針の策定</p> <p>委託先及び再委託先に対する重点確認項目及び項目ごとの月単位ごとの報告などのスケジュールを規定した監督方針を策定し、下記2のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ、改善指導等を行った。</p> <p>(重点確認項目)</p> <p>ア 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止</p> <p>イ 顧客情報の管理</p> <p>ウ 苦情申告対応</p> <p>エ 保険金等支払の管理</p> <p>オ その他業務品質の確保に係る事項</p>			4月	5月	6月	7月	8月	9月	全体	支払額	6,565	5,859	5,952	5,307	5,086	5,310	月末残高	387,480	381,622	375,670	370,363	365,277	359,967	保険	支払額	6,419	5,730	5,822	5,198	4,985	5,214	月末残高	379,635	373,905	368,082	362,884	357,899	352,685	年金	支払額	146	128	130	109	101	96	月末残高	7,845	7,717	7,587	7,478	7,378	7,281			10月	11月	12月	1月	2月	3月	全体	支払額	3,667	3,493	3,891	3,656	3,635	4,024	月末残高	356,299	352,807	348,915	345,259	341,624	337,600	保険	支払額	3,587	3,420	3,809	3,585	3,571	3,942	月末残高	349,098	345,678	341,869	338,284	334,713	330,772	年金	支払額	80	73	83	71	65	83	月末残高	7,201	7,129	7,046	6,975	6,911	6,828	<p><評価と根拠></p> <p>【B】</p> <p>平成 29 年度監督方針における重点確認項目について、定期及び随時に委託先からの報告内容を確認するとともに、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を、半期に1回行った。監査項目は、2度見直した。</p> <p>「中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う」とされている実地監査は、平成 29 年度は1年間で全 13 エリア中7エリアで実施するとともに、各エリアにおいて訪問実績の少なかった県や郵便局に出向いた。監査対象局の選定に際しては、委託先等のモニタリング結果等を活用し、効果的かつ効率的な実施に努めた。</p> <p>重要課題である保険金等の支払管理態勢については、保険金等の請求から支払いまでの平均処理日数を週次で報告を受け、確認したところ、年平均値が前年度4.4日から4.0日に改善した。</p> <p>保険金等の早期受け取りに向け、委託先と連携するとともに、保険金等の支払の円滑化に寄与する「ご家族登録制度」を平成 30</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>委託先等における顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況については、委託先等に対して、定期及び随時に、平均処理日数等の各種の報告を求めるとともに、実地監査での確認を行うなどにより、処理迅速化の取組状況等の保険金等支払等に係る態勢整備状況の検証を5月及び11月の2回行った。検証結果を踏まえ、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、その後の改善状況については、実地監査において確認を行った。</p> <p>委託先等の監査項目の見直しについては、実地監査の結果及び検証結果等を踏まえ、5月及び10月の2回行った。</p> <p>実地監査については、全 13 エリア中7エリアにおいて、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査した。監査対象拠点の選定に当たっては、前年度とのエリアの重複は避け、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めたほか、委託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にし、監査対象拠点を選定し、機構全体の経費の増大を招かないよう効果的かつ効率的な実地監査の実施に努めた。監査において</p>
		4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																									
全体	支払額	6,565	5,859	5,952	5,307	5,086	5,310																																																																																																									
	月末残高	387,480	381,622	375,670	370,363	365,277	359,967																																																																																																									
保険	支払額	6,419	5,730	5,822	5,198	4,985	5,214																																																																																																									
	月末残高	379,635	373,905	368,082	362,884	357,899	352,685																																																																																																									
年金	支払額	146	128	130	109	101	96																																																																																																									
	月末残高	7,845	7,717	7,587	7,478	7,378	7,281																																																																																																									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																									
全体	支払額	3,667	3,493	3,891	3,656	3,635	4,024																																																																																																									
	月末残高	356,299	352,807	348,915	345,259	341,624	337,600																																																																																																									
保険	支払額	3,587	3,420	3,809	3,585	3,571	3,942																																																																																																									
	月末残高	349,098	345,678	341,869	338,284	334,713	330,772																																																																																																									
年金	支払額	80	73	83	71	65	83																																																																																																									
	月末残高	7,201	7,129	7,046	6,975	6,911	6,828																																																																																																									

<p>を招かないようにすること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。 <p>[指標設定の考え方]</p> <p>委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。</p>	<p>とする。</p> <p>加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の2(1)において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。</p> <p>① 監督方針の策定</p> <p>事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。</p> <p>② 確認等</p> <p>監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等</p>	<p>とする。</p> <p>加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第1の2(1)において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。</p> <p>① 監督方針の策定</p> <p>委託先等に対する監督方針を定めることとする。平成29年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。</p> <p>また、監督方針の策定に当たっては、特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。</p> <p>(重点確認項目)</p> <p>ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役員による犯罪の防止</p> <p>イ 顧客情報の管理</p> <p>ウ 苦情申告対応</p> <p>エ 保険金等支払の管理</p> <p>オ その他業務品質の確保に係る事項</p> <p>カ 会計に関する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行うよう、取り組んだか。 ● 委託先及び再委託先の業務の実施状況を常に監督したか。監督に際し、必要な事項に特に留意したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先及び再委託先の内部監査の結果の利用を進めるなど、全体の経費の増大を招かず、に実地監査の充実を図ったか。 ・部内犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。 ・保険金支払の要である保険金支払管理態勢について、整備・強化の取組を行ったか。 ・支払業務システムの導入の際に生じた処理遅延、郵便局での受付からサービスセンターまでの送達日数の改善に向けた働きかけを行ったか。 	<p>カ 会計に関する業務の適正性</p> <p>保険金等支払管理態勢については、重点確認項目「エ 保険金等支払の管理」において、週及び月ごとに、入院保険金、死亡保険金等査定を伴う保険金等支払いの処理件数及び平均処理日数の報告を求め、この平均処理日数が5日以内となるよう委託先に求めることとした。</p> <p>2 確認等</p> <p>(1) 定期報告</p> <p>上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、重要案件(不祥事件、顧客情報漏えい、システム機器の障害)については随時、その他の案件については月毎、四半期毎又は半期毎に確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行った。</p> <p>原則として四半期毎に不適切事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して実地監査を行い、委託先等に対し、平成28年度下期監査結果(平成29年5月)及び平成29年度上期監査結果(平成29年10月)を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、委託先等において執った改善策や改善状況については、その後実施した機構による実地監査において確認を行った。</p> <p>(2) 実地監査</p> <p>① 実地監査計画の策定及び実施</p> <p>全国的に管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、実地監査の対象エリアを選定し、犯罪の防止態勢、顧客情報管理態勢、苦情申告等管理態勢、保険金等支払管理態勢、契約維持管理態勢、その他業務品質の確保に関する事項、委託先の外部委託の管理態勢、システムリスク管理態勢、会計処理態勢を重点項目とする「平成29年度簡易生命保険管理業務実地監査計画」を平成29年4月に策定した。具体的な監査項目や監査対象拠点の選定に際しては、委託先等の実施した内部監査の結果等を活用し、効果的かつ効率的な実施に努めた。</p> <p>平成29年度から、郵便局等の実地監査において、事務処理等の効率化に役立つ事例を確認したときは、監査記録に残し、再委託先の本社や支社に照会する取組を行った。</p> <p>② 監査項目の見直し</p> <p>保険金支払等に係る状況の検証結果等を踏まえて、平成29年5月及び10月に計2回見直した。</p>	<p>年3月から開始した。</p> <p>顧客情報管理については、管理態勢をチェックし、適宜指導した結果、関連事故数が減少した。</p> <p>これらにより、適切に委託した業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めたものと評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>は、委託先等の保険金等の支払管理態勢について検証するとともに、支払処理の状況についての更なる取組の強化を求めた。その結果、年間の平均処理日数は4.0日となり、前年度4.4日に比較して短縮することができた。また、平成26年度に導入した支払業務システムについて、業務プロセスの定着状況や平成28年度の指摘事項の改善状況を確認したほか、部内犯罪事案の発生原因等について分析した上で、委託先等に改善を求めた。</p> <p>監査結果は、平成28年度下期及び平成29年度上期の監査結果をそれぞれ5月及び10月に委託先等に通知し、必要に応じてさらなる改善を委託先等に求めた。</p> <p>よって、委託先等に対し、委託及び再委託した機構の業務の質の維持・向上を求めるとともに、委託及び再委託した業務の質について、委託先等が行う生命保険業務、生命保険業の代理業務と同等以上の質の確保を求めており、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	--	--	--	--	---	---

からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。

監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度1回以上見直すこととする。

また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに1回以上実地監査を行うこととする。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制

の適正性

② 確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求にあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、平成29年度における実地監査計画を定め、委託先における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。

実地監査は上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。

なお、監査項目は、保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、平成29年度中に1回以上見直すことと

5月： 従前の監査結果を踏まえ、預り物件に係る点検の実施状況の確認

10月： 委託先における自社新商品発売に関連した不適正な乗換募集の防止

郵便局窓口端末内に不適切に顧客情報を保存していないかの状況確認

③ 監査対象エリア等の選定

「平成29年度簡易生命保険管理業務実地監査計画」に基づき、上記の項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保の観点から、全国13エリア中、7エリアにて実地監査を行った。

監査対象局所の選定に当たっては、ユニバーサルサービスとして、全国的に管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、エリアの中で過去に訪問実績が少ない県や地域の郵便局に対して行うように努めた。対象局所は、委託先及び再委託先等のモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして選定した。

・ 監査実施か所数（合計：7エリア 79か所）

	関東（5月）	沖縄（6月）
委託先	支店 1	支店 1
再委託先	支社 1 郵便局 2	支社 1 郵便局 6
小計	4	8

	東北（7月）	中国（8月）
委託先	支店 2	支店 1
再委託先	支社 1 郵便局 7	支社 1 郵便局 12
小計	10	14

	信越（10月）	九州（11月）
委託先	支店 2	支店 2
再委託先	支社 1 郵便局 11	支社 1 郵便局 14
小計	14	17

	近畿（1月）	合計
委託先	支店 1	支店 10
再委託先	支社 1 郵便局 6	支社 7 郵便局 58
小計	8	75

(注)ほかにサービスセンター(委託先)4か所(仙台、東京、京都、福岡)で実施。

(3) 重点確認項目の状況

ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役職員による犯罪の防止

		<p>機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。</p>	<p>する。</p> <p>また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、平成 29 年度の現地監査の対象エリアを決定することとする。なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。</p>		<p>半期毎に犯罪の防止態勢に関する報告において、委託先及び再委託先におけるコンプライアンスの徹底が図られているかを確認した。</p> <p>また、現地監査において、内部犯罪の防止策である、保険金及び保険料のキャッシュレス化の推進、書面調査、各種研修、点検等の施策について確認し、不備があれば、改善を求めた。</p> <p>平成 29 年度の犯罪発覚件数は、委託先は平成 23 年度以降に引き続き 0 件、再委託先は発覚 1 件であった。</p> <p>イ 顧客情報の管理</p> <p>不適切な事例のうち重要案件については随時、その他の案件については原則として月、四半期又は半期ごとに概要及び具体的な改善策等の報告を求め、指導を行った。</p> <p>対応が不十分と認められた顧客情報記録の誤送付及び社外紛失等については、再発防止策及び対応状況を半期ごとの報告書に記載するよう委託先に求め、現地監査にて指導等が適切に行われているかを確認した。</p> <p>また、必要に応じて、委託先等と原因分析と再発防止策について協議を行った。取組の結果、平成 29 年度に発覚した顧客情報関連事故（郵便事故を除く。）は 33 件となり、平成 28 年度（38 件）より約 13%減少した。</p> <p>情報セキュリティ対策については、平成 30 年 3 月に委託先本社監査で、委託先が「情報管理の徹底」を平成 29 年度のコンプライアンス・プログラムの重要項目と位置付け、計画的かつ継続的な研修・指導により、意識の醸成を図っており、平成 30 年 3 月に、顧客情報等（再委託先が管理する情報を含む）を管理するかんぽ総合情報システムに対しペネトレーションテストを実施したことを確認した。</p> <p>ウ 苦情申告対応</p> <p>委託先の報告内容について、毎月分析を実施した。また、郵便局の現地監査において、苦情対応内容のシステム入力を適切に行い、その対応を組織的に行っているか等の確認を行い、不備があれば改善を求めた。</p> <p>エ 保険金等支払の管理</p> <p>態勢整備状況を、平成 28 年度下期分は平成 29 年 5 月に、平成 29 年度上期分は同年 11 月に検証した。</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

					<p>査定を伴う保険金等の支払処理の状況については、標準処理期間内の処理率に代え、平均処理日数で管理することとし、その日数については、月次とともに、平成29年度は週次で委託先から報告を受け、前週及び前月までの結果の確認と分析を行った。</p> <p>また、郵便局の実地監査では、保険金請求書類が局内に滞留していないか、滞留している場合の原因はどこにあるかを調査し改善を求めるとともに、再委託先の本社に対しても更なる取組みの強化を求めた。</p> <p>サービスセンターの実地監査では、事務フローの改善や要員配置など迅速な処理に向けた取組が着実に行われていることを確認した。平成26年度に導入した支払業務システムについては、導入当初は業務プロセスの変更に伴う混乱があったものの、近年は、その業務プロセスが定着し、システム化の効果が表れてきていることを、監査を通じて確認した。</p> <p>その結果、平均処理日数は、年間平均が4.0日となり、前年度の4.4日に比較して低下した。とりわけ、年度後半は、平均処理日数が4日を下回る週が多くなった。</p> <p><平均処理日数が4日を下回った週> 上期 7週/26週 下期 16週/25週</p> <p>支払義務が発生した保険金等の早期支払促進に向け、委託先と連携した。詳細は、「1-2 簡易生命保険管理業務（周知・広報）」を参照。</p> <p>平成30年3月23日から、委託先と連携して契約者の「ご家族登録制度」の取扱いを開始し、機構のホームページ上でも発表した。これは、契約者本人からの問い合わせが難しい場合や、災害等で契約者と連絡が取れない場合を想定して、予め連絡が取れる家族を登録する制度であり、保険金等の支払いを円滑に進める効果も期待できる。</p> <p>オ その他業務品質の確保に係る事項 (1) 委託先の外部委託の管理に係る取組 委託先が外部委託を行う際の契約書に、顧客情報管理態勢の確保が担保されているか等を確認した。また、委託先と再委託先との連携態勢、モニタリング態勢、研修等の取組、委託先の再委託先モニタリングの結果等についても報告を求め、内容の確認を行った。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>(2) システムリスク管理態勢 半期ごとに報告を受け、確認を行った。また、委託先の本社システム部門及びシステム関連の子会社かんぽSOLへのヒアリングを実施し、緊急時の対応態勢等について適切に整備されていることを確認した。</p> <p>(3) 災害による被災者の支援 平成29年度は、被災地域を対象に6回の非常取扱い(保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の取扱い)を実施した。実施に際しては、機構のホームページにも掲載して周知を行った。</p> <p>(4) 「疑わしい取引」の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づき、犯罪による収益に関わりがある疑いが認められる取引について、委託先に届出を求め、45件を総務省経由で警察庁あて提出した。</p> <p>カ 会計に関する業務の適正性</p> <p>(1) 地方公共団体貸付 委託先から、半期ごと、弁済予定と弁済状況の報告を受け、確認を行った他、団体貸付事務が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>(2) 再保険に係る決算データの網羅性・実在性・正確性 平成29年5月及び11月に、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表が照合データとして適正であることの検証」、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表と機構に提供されたデータの網羅性・実在性・正確性の検証」、「責任準備金等保険契約準備金に係る仕組みの検証」及び「責任準備金等保険契約者準備金が算出方法書に基づき正しく設計されているか抽出検査による検証」を行い、決算データの網羅性・実在性・正確性を確認した。</p> <p>(3) かんぽ会計システム 平成30年2月に委託先本社にて、かんぽ会計システムの機能拡張時及び保守運用対応における検証の実効性について実地監査を行い、「かんぽ会計システムユーザID申請書の判断根拠の記載漏れ」について改善を求めた。 併せて、平成28年度に指摘した3件、「払い出した保守用特権ID返却時のパスワード変更及びその時刻が会計システム管理担当で確認されていない」、「ユーザID、権限を操作できるアカウントに関して、モニタリング対象が限定されている」及び「障害連絡に対して障害の切り分けを</p>		
--	--	--	--	--	--	--

					<p>行った結果、障害ではないと判定した場合の判断責任者の記録が不足している」について、改善したことを確認した。</p> <p>(4) 会計事務</p> <p>平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月まで、委託先本社、サービスセンター 1 か所及び支店 3 か所並びに再委託先本社及び郵便局 5 か所に対し実地監査を実施し、取引の発生からシステムへのデータ登録に係るコントロールの整備・運用状況の確認を行い、日締時の取扱内訳等の確認事務への対応及び帳票の未出力・未保存への対応等の改善を指導した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条、第29条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第18条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	-			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	4			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、簡易生命保険資産の運	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画（別紙2）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握する	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の平成29年度運用計画（別紙2）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握する	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 簡易生命保険資産について、運用計画に従った確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。 ● 再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようそ	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「平成29年度運用実施方針の主要事項」 ・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・運用方法は、かんぽ生命保険への預託、契約者貸付、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、柔軟に対応する。 ① かんぽ生命保険との業務委託契約に基づき、支払備金等に相当する額をかんぽ生命保険に預託した。年度末残高は、約463億円である。 ② 総務省認可を受けた金額の範囲内でかんぽ生命保険か	<評価と根拠> 【B】 簡易生命保険資産については、運用計画及び平成29年度運用実施方針のとおり、確実かつ安定的な運用を行った。また、再保険先の資産運用については、簡易生命保険が保有する安全資産の評価額が、かんぽ生命保険が機構のために積み立てる額を上回っていたことを、毎月、確認した。 これらにより、機構にお	<評価に至った理由> 簡易生命保険資産については、機構法及び整備法により定められた運用方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で運用計画に従った運用が行われた。 再保険先の資金運用については、毎月、かんぽ生命保険から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行っ	

<p>用計画に従った運用を行うこと。</p> <p>再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認すること。</p>	<p>が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないこと①及び②による確認等を行うこととする。</p>	<p>とともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないこと①及び②による確認等を行うこととする。</p>	<p>の状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認したか。</p>	<p>ら借り入れた資金により、契約者貸付、地方公共団体への貸付を行った。年度末残高は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者貸付 約3,342億円 ・地方公共団体貸付 約6兆2,386億円 <p>③ 簡易生命保険資産(かんぽ生命保険への預託、契約者貸付及び地方公共団体に対する貸付け以外)のうち、運用可能額については、国債市場においてマイナス金利が続いているため、国債による運用は行わず、全額、ゆうちょ銀行の振替口座(無利子)に留め置いた。平成29年度末残高は、3億円である。</p> <p>再保険先の資金運用については、毎月、かんぽ生命保険から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行った。</p> <p>簡易生命保険資産の構成割合について、確実に安定的な運用状況であることを確認する(表1参照)とともに、かんぽ生命保険が保有する安全資産の評価額が、機構のために積み立てられる額を上回っていることを確認した(表2参照)。</p> <p>○(表1) 確実かつ安定的な運用状況の確認(平成30年3月期)</p> <table border="1" data-bbox="1353 1035 2006 1486"> <thead> <tr> <th>債券等の種別</th> <th>国債 地方債</th> <th>地公体 貸付 契約者 貸付</th> <th>外国債 社債</th> <th>金銭の 信託</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30年 3月期</td> <td>68.9%</td> <td>13.6%</td> <td>5.2%</td> <td>4.9%</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 29年 3月期</td> <td>71.1%</td> <td>13.5%</td> <td>4.9%</td> <td>3.4%</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table>	債券等の種別	国債 地方債	地公体 貸付 契約者 貸付	外国債 社債	金銭の 信託	その他	平成 30年 3月期	68.9%	13.6%	5.2%	4.9%	7.4%	平成 29年 3月期	71.1%	13.5%	4.9%	3.4%	7.2%	<p>ける資産運用は確実かつ安定的に行い、再保険先の運用についても確実かつ安定的に運用が行われていることについて、計画どおり確認を行ったものと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>た。この結果、安全資産は確実かつ安定的に運用が行われており、安全資産評価額が、かんぽ生命保険が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認している。</p> <p>よって、簡易生命保険資産の確実かつ安定的な運用が行われ、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
債券等の種別	国債 地方債	地公体 貸付 契約者 貸付	外国債 社債	金銭の 信託	その他																			
平成 30年 3月期	68.9%	13.6%	5.2%	4.9%	7.4%																			
平成 29年 3月期	71.1%	13.5%	4.9%	3.4%	7.2%																			

				○（表2）安全資産保有義務の確認（平成30年3月期）					
				根拠条文	①機構のために 積み立てる額	②安全資産の 評価額	②-①		
				再保険契 約書 第 21条（安 全資産保 有義務） に基づく 検証値	42兆6,621億円	69兆1,358億円	26兆4,737億円		
				業務委託 契約書 第 24条（安 全資産保 有義務） に基づく 検証値	42兆7,084億円	69兆1,706億円	26兆4,622億円		

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(3)	簡易生命保険管理業務（周知・広報）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、その状況をHPで公表	毎事業年度1回以上		13回						予算額（千円）				
委託先との連携施策等、周知媒体を用いた広報施策	1回以上		2回						決算額（千円）				
公共機関・各種団体等に対し、広報施策・活動の連携	5件以上		18件						経常費用（千円）	5,557			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	9			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。</p> <p>【指標】</p> <p>・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。</p> <p>[指標設定の考え方]</p> <p>支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。</p>	<p>民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度1回以上ホームページにおいて公表する。</p> <p>また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。</p> <p>この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図る。</p> <p>広報に当たっては、実際に窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。</p>	<p>民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況をホームページにおいて1回以上公表する。</p> <p>また、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかけるため、委託先との連携施策等、周知媒体を用いた広報施策を1回以上行う。</p> <p>郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。</p> <p>この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。</p> <p>広報に当たっては、実際に窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を事業年度中1回以上周知しているか。</p> <p>● 保険金等の早期支払促進のため、残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を年1回以上ホームページにおいて公表したか。</p> <p>● 幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年5件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。</p> <p>● 窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。</p>	<p>1 早期支払促進のための案内書等の発送及び支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表</p> <p>保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じて、契約者に以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期等の期日経過後も満期保険金等の支払請求のない保険契約について、委託先から3か月及び1年1か月経過後に保険金等支払案内書を発送。 ・死亡保険金又は重度障がい保険金の請求後、1か月又は1年を経過し生存保険金の請求がない保険契約についても保険金等支払案内書を発送。 ・契約者等が入院保険金等の郵便局窓口での受取りを希望した場合等には、委託先から契約者等に支払通知書を発行。支払通知書発行後、3か月、6か月又は1年を経過しても保険金等を受け取りに来ない契約者等に対しては、期間ごとに支払通知書払渡未済通知書を発送。 <p>機構は、保険金等の受取りがない契約の残存状況について把握するため、これらの案内書等の発送状況について、毎月、委託先から報告させ、ホームページ上に公表するとともに、支払義務が発生した保険金の平成29年9月末の残存状況をホームページ上に公表した。</p> <p>2 委託先との連携施策の実施（上記1以外のもの）</p> <p>契約者に契約内容を正しく知らせるとともに、住所等契約内容の非現行化を防止するため、保険料払込証明書及び「ご契約内容のお知らせ」に同封している「ご契約ハンドブック」を平成29年10月に発送する際には、委託先と連携して、消費者団体からの要望を踏まえ、死亡保険金の受取人が無指定の場合における遺族の範囲について説明を加えた。</p> <p>また、かんぽ生命保険が発行して全郵便局の窓口で配布されている雑誌に、簡易生命保険の保険金等の早期受取りを促す告知を、29年度を通じて掲載するとともに、かんぽ生命保険ホームページ上にも同雑誌の内容を掲載した。</p> <p>この他、保険金等の確実な支払いを促進するため、平成28年度より、委託先において「かんぽつながる安心活動」として、既契約者に直接接触し、振込先口座の登録の依頼を進めている。委託先では、平成31年9月までに全ての既契約者と接触することを目標に進めており、平成29年度3月末現在</p>	<p><評価と根拠></p> <p>【B】</p> <p>支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表について、平成29年度計画のとおり実施した。</p> <p>また、委託先と連携して「ご契約ハンドブック」の充実を図り、全契約者に発送したほか、高齢者向け情報誌などの周知媒体を活用した周知・広報を実施した。</p> <p>さらに、11の公共機関・各種団体等と連携した広報施策（18件）を展開した。</p> <p>また、平成28年度の広告施策について、郵送調査で検証を行い、効果が認められた郵便局でのポスター掲出を引き続き実施した。</p> <p>これらにより、保険契約者等に対する効果的・効率的な周知・広報の実施に十分取り組んだものと評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>支払義務が発生した保険金等の残存状況の周知については、保険金等支払案内書及び支払通知書払渡未済通知書の発送状況を委託先に毎月報告させて件数及び保険金額等の保険契約状況をホームページ上に公表するとともに、支払義務が発生した保険金等の平成29年9月末の残存状況をホームページ上に公表した。</p> <p>また、「ご契約ハンドブック」の充実を図り全契約者に発送するなど、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、委託先と連携施策を実施し、幅広い広報を推進した。</p> <p>公共機関・各種団体等との連携した広報施策については、総務省、消費者庁、日本郵政グループの施設及び関連団体、全国地域婦人団体連絡協議会、日本点字図書館、老人福祉施設等と連携して18件の広報施策を実施し、中期計画に対し360%を達成した。</p> <p>広報に当たっては、窓口において満期を迎えた満期保険金を受け取った方を対象にして郵送調査を実施した。郵送調査の結果を踏まえ、全国1,400局に引き続きポスターの掲出を実施するなど、効果的かつ効率的な実施に努めた。</p> <p>よって、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施しており、所期の目標を達成したものと認められる。</p>	

				<p>の進捗率は、約 46%となった。機構では、委託先への監査等において、進捗管理を行った。</p> <p>3 公共機関・各種団体等と連携して実施した広報施策</p> <p>郵便貯金管理業務における施策と足並みを揃えて、以下の公共機関・各種団体等と連携して、次のとおり広報施策を展開した。これらの広報施策の実施にあたっては、委託先等とも情報を共有し、契約者対応に遺漏のないよう準備を徹底した。</p> <p>① 総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各総合通信局等内にポスターを掲出（平成 29 年 6 月） ・合同庁舎 2 号館の周知スペースにポスターを掲出（平成 29 年 12 月～平成 30 年 12 月） ・地方行政評価局等へ資料送付し、地方行政評価局の会議において資料配布（平成 29 年 7 月～10 月） <p>② 消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費行政ブロック会議及び消費生活センター所長会議での資料配布を依頼し（平成 29 年 5 月）、各会議主催者からの依頼に基づいて順次資料を送付（平成 29 年 7 月～10 月） ・消費行政ブロック会議及び消費生活センター所長会議において資料配布（平成 29 年 10 月～11 月） <p>③ 日本郵政グループの施設及び関連団体</p> <ul style="list-style-type: none"> かんぽの宿及び通信病院にポスターを掲出（平成 30 年 3 月） <p>④ 全国地域婦人団体連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関誌に広告を掲載（平成 30 年 3 月） <p>⑤ 日本点字図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者向け雑誌及び会員向けサイトに音声広告を掲載（平成 30 年 2 月～3 月） <p>⑥ 老人福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国有料老人ホーム協会 同協会の消費者相談ブースに周知用ポスターを掲示（平成 29 年 6 月） 法人会員に周知用ポスターを送付し、施設内の掲出を依頼（平成 29 年 12 月） ・全国老人保健施設協会 会員施設に周知用ポスターを送付し、施設内の掲出を依頼（平成 29 年 12 月） ・全国老人福祉施設協議会 		<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	--	---

				<p>会員施設に周知用ポスターを送付し、施設内の掲出を依頼（平成 29 年 12 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立病院機構 国立病院に周知用ポスターを送付し、病院内の掲出を依頼（平成 29 年 9 月） ・サービス付き高齢者向け住宅協会 サービス付き高齢者向け住宅に周知用ポスターを送付し、施設内の掲出を依頼（平成 29 年 9 月） <p>4 広報調査の実施等</p> <p>平成 28 年度実施広告施策について、平成 29 年 3 月から 4 月に郵便局等の窓口で満期を迎えた満期保険金を受け取った方を対象にして郵送調査を実施し（平成 29 年 7 月～8 月）、その結果を集計・分析した。この結果を踏まえ、効果が認められ、分かりやすいとの評価が得られた郵便局でのポスター掲出を引き続き実施することとし、平成 29 年 12 月 4 日から 17 日まで、郵便貯金と共同で全国 1,400 局に掲示した。</p> <p>平成 29 年度のポスターについても調査し、広報を認知した方は 2 割強、そのうちの約半数が保険契約の満期日を確認したり、郵便局等に問合せをするなど、何らかの行動をとったという結果を得た。詳細は平成 30 年度に分析する。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(4)	簡易生命保険管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法に関する省令第18条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
HP掲載内容の検証	毎事業年度1回以上		1回						予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）	938			
									経常利益（千円）				
									行政サービス実施コスト（千円）				
									従事人員数	13			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経	① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産	① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産	<主な定量的指標> ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 <その他の指標> — <評価の視点> ● 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用	1 ホームページの掲載内容の検証 平成30年3月に、簡易生命保険業務に係るお知らせについて、閲覧者のアクセシビリティを向上させる観点から、トップ画面に専用のバナーを設けるとともに、記述内容をより分かりやすい表現とする改善を行った。 2 機構の取組内容等に関する情報の公表 3 ホームページの改善等 「1-1 郵便貯金管理業務（情報の公表）」を参照。	<評価と根拠> 【B】 情報の公表に当たって活用したホームページの掲載内容の検証を平成30年3月に行い、アクセシビリティの向上や、より分かりやすい表現とする改善を行った。 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、ディスクロージャー誌等により国民に対し	<評価に至った理由> 機構の取組内容等の情報については、法令等に基づいた公表すべき内容を、ホームページへの掲載や情報公開室への備え付け等を通じて、公表した（財務諸表については、総務大臣の承認から2か月以内に公表）。その他、ディスクロージャー誌やパンフレットを作成し、ホームページを活用して公表した。ホームページは、利用者により分かりやすく充実した内容となるよう、掲載内容の検証を	

<p>営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。 <p>【指標設定の考え方】</p> <p>簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。</p>	<p>イアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。</p> <p>なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。</p> <p>② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行うこととする。</p>	<p>イアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報について、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付ける等、公表することとする。</p> <p>なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。</p> <p>② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じ改善等し、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。</p>	<p>及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等の情報を公表したか。</p> <p>● ホームページを活用した情報提供を行ったか。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めるとともに、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行ったか。</p>		<p>て実施状況を明らかにするとともに、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の取組内容等に関する情報を総務大臣による財務諸表の承認から2か月以内に公表した。</p> <p>これらにより、適切な情報提供となっていると評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>1回実施し、記述内容をより分かりやすい表現とするほか、閲覧者の意見を収集するための投稿ボタンを設置する等、改善を行った。よって、簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表しており、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
---	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II - (1)	業務経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計(目安)	平成33年度において、平成28年度と比べて5%以上削減する。	189,762千円 ※28年度	187,864千円 (▲1.0%)	185,966千円 (▲2.0%)	184,069千円 (▲3.0%)	182,171千円 (▲4.0%)	180,273千円 (▲5.0%)	年1%削減した場合の値
一般管理費及び業務経費の合計(実績値)	—	—	155,588千円 (▲18.0%)					
達成度(変化率)	—	—	1,800%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図る。各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における進捗状況と経費の使用状況を的確に把握する。一般管理費については、無駄な経費が発生しないよう、調達の合理化等を推進するとともに、必要に応じ、見	<主な定量的指標> ・一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減する	1 理事長の訓示及び人事異動後の新人職員との面談、会計・財務担当課による自主研修等を通じて、経費の適切かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めた。 支出の見直し、競争性のある契約の拡大等に努めたほか、機構内で定期報告や打合せを行い、各部門の経費使用状況を役員が毎月確認した。 2 経費の効率的な使用を図るため、次のような施策を実施した。 ① 9月に、航空機の利用、素泊料の経費節減を明文化する旅費支給要領の改正を行った。 ② 財務会計システム及び給与管理システムについて、基幹システムから切り離すことにより、入札による競争を働かせ、経費の節減を図った。 ③ プリンタのトナーについてリサイクルトナーを活用することとした。 ④ 耐用年数を超える複合機及びプリンタについて、印刷	<評価と根拠> 【A】 業務経費等は、競争入札に多くの応札者を得るよう努めた結果、契約価格が下がったことのほか、多岐に渡る削減策を実施したこと等により、平成29年度の一般管理費及び業務経費の合計額(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因によ	<評価に至った理由> 研修等を通じて経費の適切かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めるとともに、機構内での定期報告や打合せにより各部門の経費使用状況を役員が毎月確認等し、職員の意識改革、業務の効率化を進めた。 旅費支給要領の改正等、各種の施策を実施して経費の効率的な使用を図ったほか、競争入札の実施に当たり、仕様書の分離分割等により、多数の応札になるよう促したこと等により、予算額と比べ契約価格を下げた。	

<p>保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減すること。</p>	<p>高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。</p> <p>なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。</p>	<p>直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。</p> <p>なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。</p>	<p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ● 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)について中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行ったか。</p>	<p>累計枚数が少ないことから、引き続き使用することとし、更改費用の経費節減を図った。</p> <p>⑤ パスモ、回数券の併用及び時差回数券の導入により、旅費申請及び立替・清算の事務合理化・支払経費節減を図った。</p> <p>3 業務経費等については、平成28年度の当該経費相当額の1%減を目安として管理してきたが、この水準にかかわらず、実施に係る見積り等の妥当性の確認に努めた。競争入札の実施にあたっては、仕様書の分離分割等により、多数の応札になるよう促したこと等の結果、契約価格が下がった。さらに、上記2の施策を実施したことにより、平成29年度の一般管理費及び業務経費の合計額(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。)は155,588千円となり、平成28年度の当該経費相当額(189,762千円)を大幅に下回った。</p>	<p>り増減する経費を除く。)は155,588千円となり、平成28年度の当該経費相当額(189,762千円)に比べて、約18%の削減となった。</p> <p>これは、平成33年度に達成すべき「平成28年度比5%以上減」という達成目標を大きく上回る削減値である。</p> <p>これらにより、業務経費の合理化・効率化に十二分に取り組んだものと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>その結果、平成29年度一般管理費及び業務経費の合計額は、平成28年度比約82%(▲18%)となった。中期目標期間における各年度とも、対平成28年度比1%分の削減を目途としているところ、平成29年度は18%の削減となっており、1,800%の達成度となっている。</p> <p>よって、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化が進められており、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
---	---	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II - (2)	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)	—	—	96.1 (年度計画目標100以下)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、適正な水準(対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)100以下)を維持するため手当を含めた役職員給与等の適切性を厳しく検証し、必要に応じて適正化を図り、その検証結果や取組状況を公表する。	<主な定量的指標> ・対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案) <その他の指標> — <評価の視点> ● 国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 ・法定外福利費について、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて(平成22年	1 役員の報酬については、その職責を踏まえ、国家公務員の給与に準じて決定している。 2 職員の給与水準については、平成28年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が98.1となり、その前年度の91.6から大幅上昇したことから、平成29年度においては、勤務成績の給与への反映は、個々の職員の成績を適正に評価するよう考慮しつつ、全体としては抑制的に行った。その結果、平成29年度給与水準は対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で96.1となり、目標(100以下)とした水準に収まった。 平成29年度の機構職員の給与等の検証結果と取組状況は、主務大臣の検証を経て平成30年6月29日にホームページで公表。 3 当機構は、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、法定外福利費も職員の健康診断費用など必要な支出に限っており、互助組織への支出、食事の補助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行っていない。	<評価と根拠> 【B】 給与水準は、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で96.1と年度計画の目標水準(100以下)となった。その検証結果と取組状況は、ホームページで公表した。 これらにより、給与水準の適正化に十分取り組んだものと評価した。 <課題と対応> なし	<評価に至った理由> 勤務成績の給与への反映は、個々の職員の成績を適正に評価するよう考慮しつつ、全体としては抑制的に行ったことで、平成29年度の給与水準については、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)96.1となり、目標とした水準となった。その検証結果や取組状況は主務大臣の検証を経てホームページで公表した。 法定外福利費については、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はない。 よって、給与水準の適正化に計画的に取り組む、その検証結果や取組状況が公表されており、所期の目標を達成したものと認められる。 <今後の課題> —	

			5月6日総務省行政管理局長発各府省官房長宛て事務連絡)」に基づく要請内容に留意したか。			<その他事項> —
--	--	--	---	--	--	--------------

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－(3)	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
中期目標期間における一者応札の平均件数	第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させない	第2期中期目標期間における一者応札の平均件数3件	1件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めること。</p>	<p>一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底</p>	<p>一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>平成29年度の「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構調達等合理化計画」に基づき、中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加さ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めること。</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <p>● 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」及び機構の「調達等合理化計画」に基づく取組を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業</p>	<p>1 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組の着実な実施</p> <p>平成29年度調達等合理化計画は、第18回契約監視委員会で点検を受けた上で平成29年6月20日に策定した。同計画の項目及び実施結果は次のとおり。</p> <p>(1) 重点的に取り組む分野</p> <p>① 一者応札・一者応募の改善</p> <p>十分な公告期間の確保、事前説明会の実施、早期入札の実施、契約締結日から履行開始日までの期間を長く確保するといった措置、また、仕様書等の改善・緩和及び「電子メールを使用した入札公告配信サービス」を引き続き実施した。(平成29年度末時点の登録者数82者)</p> <p>こうした結果、平成29年度における一者応札案件は1件となり、第2期中期目標期間における一者応札の平均件数3件を下回った。</p> <p>② 中小企業者の受注の機会の増大</p> <p>中小企業者が入札に参加しやすくなるよう、周知広報施策等の7案件の仕様書を14案件に分離・分割することで、中小企業者9者との契約に結び付いた。加えて、少額随契による場合は、中小企業者にも下見積書の提出</p>	<p><評価と根拠></p> <p>【B】</p> <p>契約監視委員会による調達等合理化計画の点検及び議事要旨・配布資料の公表等、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づく取組を着実に実施し、全ての入札結果をホームページで公表した。また、平成29年度における一者応札案件は1件となり、第2期中期目標期間における一者応札の平均件数3件を下回った。</p> <p>少額随意契約においても、全て複数者から見積りを徴した。</p> <p>これらにより、調達の合理化に十分取り組んだものと評価した。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき定めた「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構調達等合理化計画」に基づき、以下のとおり適切な取組がなされた。なお、特定業務を独占的に受託している関連法人は存在しない。</p> <p>・当該計画においては、重点的に取り組む分野として一者応札・一者応募の改善が掲げられており、「電子メールを使用した入札公告配信サービス」(平成29年度末の登録者数は82者(平成28年度:76者))等を行った結果、平成29年度は一者応札が1件となり、第2期中期目標期間における一者応札の平均件数</p>	

	<p>する。</p>	<p>せないよう努める。 また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。</p>	<p>務運営の効率化を図ったか。 ・特定業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係を具体的に明らかにし、当該関連法人との業務委託の妥当性を検討したか。 ● 中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めたか。</p>	<p>を積極的に依頼し、平成29年度新たに提出依頼を実施した中小企業者数は7者（6案件）で、うち4者（5案件）との契約に結び付いた。 ③ 共同調達・一括調達の検討 コピー用紙の調達において、平成30年度より、他機関（15機関）と共同調達する調整を行った。 （2）調達に関するガバナンスの徹底 ① 規程等の整備 契約に係る規程類は、国の契約に係る規程類と基準を合わせつつ適切に運用している。また、会計規程及び会計手続において、契約責任者の権限を明文化している。 ② 随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に、調達等合理化検討会に報告し、会計規程との整合性等などを点検することになっているが、平成29年度は同検討会で点検すべき随意契約はなかった。 ③ 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 明確な事務処理マニュアルを作成・改訂し、契約の事務フローの習得を容易にしている。また、事故の防止を図る周知等を行っている。 執行体制は、会計課（4名）が事務を担当し、総務部長の審査の上、理事長（100万円未満の支出を伴うものは、総務部長）が決裁を行っている。また、全ての契約関係文書を企画役に回議し、さらに理事長決裁文書は監事の監査を受けている。 （3）自己評価の実施 平成29年度調達等合理化計画の自己評価については、第20回契約監視委員会で点検を受け、平成30年6月に結果を公表するとともに主務大臣に報告した。 （4）推進体制 平成29年度調達等合理化計画を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を開催（9月・2月）し、調達等の合理化に取り組んだ。また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催（6月・11月）し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、少額随意契約を除く全ての契約案件の点検等を行い、その審議概要を公表した。</p> <p>2 少額随意契約の複数者見積り</p>	<p><課題と対応> なし</p>	<p>3件を下回った。 ・中小企業者が入札に参加しやすくなるよう、周知広報施策等の7案件の仕様書を14案件に分離・分割することで、中小企業9者との契約（平成28年度：2者）に結び付けている。加えて、少額随意契約による場合は、中小企業者にも下見積書の提出を積極的に依頼し、平成29年度新たに提出依頼を実施した中小企業者数は7者（6案件）で、うち4者（5案件）との契約に結び付けた。 ・調達に関するガバナンスの徹底として、①規程類の整備や②随意契約に関する内部統制の確立、③不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組を行うとともに、自己評価の実施や理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を2回開催し、調達等の合理化に取り組んだ。なお、少額随意契約（26件）は全て複数者から見積りを徴した。 よって、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化が図られており、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	------------	---	---	--	-----------------------------	--

					少額随意契約（26件）は全て複数者から見積りを徴した。		
--	--	--	--	--	-----------------------------	--	--

4. その他参考情報							
—							

中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。 加えて、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。 なお、積立金の処分にあたっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額	1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり 4 短期借入金の限度額 短期借入金をする計画はない。 5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。 6 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等 中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金が	1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり 4 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等 平成28年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるも	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 作成された予算による運営を行ったか。 ● 保有資産の見直しは行ったか。 ・保有資産（実物資産、金融資産等）について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討したか。 ● 中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期	別表1～3の予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務運営を行った。その結果は、財務諸表等のとおりであり、概要は下記のとおり。 (1) 経常収益 経常収益は6兆437億7百万円となった。 主な内訳は、保険料等収入5兆8,790億48百万円、資産運用収益1,591億50百万円、その他経常収益55億円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定166億54百万円、簡易生命保険勘定6兆270億53百万円である。 (2) 経常費用 経常費用は6兆430億74百万円となった。 主な内訳は、保険金等支払金5兆8,827億80百万円、資金調達費用1,591億50百万円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定135億47百万円、簡易生命保険勘定6兆295億27百万円である。 (3) 当期総損益 当期総利益は31億7百万円となり、勘定別では、郵便貯金勘定は31億7百万円の当期総利益、簡易生命保険勘定は0円の当期総利益となった。	<評価と根拠> 【B】 予算、収支計画及び資金計画による業務運営を行った結果は、財務諸表等のとおりであり、適切に行われている。 保有資産については、新情報システムの導入により更改となった端末及びサーバ機器等について不用の決定を行った。その他の資産については、金融資産を含め、保有の必要性を見直すべきものはなかった。 第2期中期目標期間終了後の平成29年7月5日に、積立金のうち法令・統計手法に基づき適正・厳格に算出された控除額を除き、国庫納付を行った。 これらにより、所期の目	<評価に至った理由> 業務収入や業務経費の一部（保険金等支払金、支払子等）については、預金・契約状況によるため、予算と決算に相違が生まれるものの、機構が主体的にコントロールできる範囲（一般管理費、人件費等）については、予算の範囲内で運営が行われている。 保有資産の見直しについては、実物資産がいずれも適切かつ有効に利用されていることを確認するなど、適切に行われており、機構の規模に照らし適正であると認められる。 また、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、通則法第38条第1項の規定に基づく総務大臣による平成28事業年度の財務諸表の承認を受けた後、第2	

<p>を厳格に算出すること。</p>	<p>あるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第2項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。</p>	<p>のとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第2項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。</p>	<p>目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われた金額を控除した残余の金額を国庫に納付したか。なお、積立金の処分にあたって、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出したか。</p>	<p>[保有資産の見直し]</p> <p>(1) 実物資産 保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産のみである。これらについて、個々に配備状況及び利用状況を定期的に調査し、平成29年10月に新しい情報システムの導入を行った後の用途が見つからなかった更改端末及びサーバ機器等について不用の決定を行った。これら以外は、いずれも適切かつ有効に利用されていることを確認した。</p> <p>(2) 金融資産 金融資産については、機構法等に基づき、「1-1 郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」及び「1-2 簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」に記載したとおり運用し、適切な規模を維持した。</p> <p>通則法第38条第1項の規定に基づく総務大臣による平成28事業年度の財務諸表の承認を受けた後、第2期中期目標期間の最後の事業年度である平成28事業年度に係る同法第44条第1項本文の規定による整理を行った後の積立金の額（下記(1)）のうち、第3期中期目標期間（平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間）における積立金として厳格に算出の上整理された金額（下記(2)）を、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受け、当該金額を控除した残余の額（下記(3)）を、機構法第25条第3項の規定に基づき、平成29年7月5日に国庫納付した。</p> <p>(1) 第2期中期目標期間の最終年度である平成28事業年度に係る通則表第44条第1項本文の規定による整理を行った後の積立金に相当する金額（単位：円）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>法人全体</td> <td style="text-align: right;">90,507,864,451円</td> </tr> <tr> <td>郵便貯金勘定</td> <td style="text-align: right;">52,050,188,864円</td> </tr> <tr> <td>簡易生命保険勘定</td> <td style="text-align: right;">38,457,675,587円</td> </tr> </table> <p>(2) 総務大臣の承認を受けた第3期中期目標期間における積立金として、厳格に算出の上、整理された金額（単位：円）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>法人全体</td> <td style="text-align: right;">38,457,082,153円</td> </tr> <tr> <td>郵便貯金勘定</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>簡易生命保険勘定</td> <td style="text-align: right;">38,457,082,153円</td> </tr> </table>	法人全体	90,507,864,451円	郵便貯金勘定	52,050,188,864円	簡易生命保険勘定	38,457,675,587円	法人全体	38,457,082,153円	郵便貯金勘定	0円	簡易生命保険勘定	38,457,082,153円	<p>標を達成したものと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>期中期目標期間の最後の事業年度である平成28事業年度に係る同法第44条第1項本文の規定による整理を行った後の積立金の額から当該金額を控除した残余の額について国庫納付を行った。</p> <p>よって、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
法人全体	90,507,864,451円																	
郵便貯金勘定	52,050,188,864円																	
簡易生命保険勘定	38,457,675,587円																	
法人全体	38,457,082,153円																	
郵便貯金勘定	0円																	
簡易生命保険勘定	38,457,082,153円																	

					(3) (1) から (2) を控除した金額 (国庫納付額) (単位:円)		
					法人全体	52,050,782,298 円	
					郵便貯金勘定	52,050,188,864 円	
					簡易生命保険勘定	593,434 円	

4. その他参考情報

—

中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (1)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制委員会の開催回数	1回以上		4回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行うこと。 また、内部監査結果	(1) 内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ① 統制環境の整備 ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応 ③ 統制活動としての方針等の整備 ④ 重要な情報の識	(1) 内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ① 統制環境の整備 ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応 ③ 統制活動としての方針等の整備 ④ 重要な情報の識	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備等により内部統制環境の整備・運用を行ったか。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行	1 内部統制の体制整備等 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に記載した事項の具体化により、以下のとおり内部統制環境の整備・運用を図った。これらの平成29年度における推進状況については、平成30年5月に企画役が点検し、全て適切に取り組まれていることを確認して、内部統制委員会に報告した。 ① 統制環境の整備 運営基本理念、運営方針及び役職員の倫理・行動指針、中期計画等の策定及び評価に関する規程、組織権限規程等に規定された事項を着実に実施した。 平成29年5月には理事長自身が「機構のミッション達成に向けて(理事長メッセージ)」を示した他、都度の訓示により理事長の方針を徹底した。 ② リスクの評価と対応 リスク管理規程に基づき、全ての業務について、内在するリスクの洗い出しと評価、対策の検討を行った上でリスク管理シートを作成し、役員が認識し、対応を促すことで、リスク顕在化の防止に努めた。このシートに基づいて内部	<評価と根拠> 【B】 総務省行政管理局長通知に基づき業務方法書に記載された事項については、全て適切に取り組んだ。 リスク管理の効果を上げるため、リスク管理規程を見直し、機動的な運用に改めた。 内部統制委員会は4回開催した。 内部監査担当は、監事に内部監査結果を詳細に報告するとともに、意見交換を行うなど、監事との連携強化を図った。 人事に関しては、職員の専門性を高めるために内外の研修を積極的に実施し、人事評価の結果は昇	<評価に至った理由> 「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、中期計画に定められた6つの項目に留意しつつ、全体として内部統制の充実・強化が図られた。内部統制委員会は4回開催された。 なお、監事による監査報告においても、内部統制システムは継続的な改善が図られている旨報告されている。 また、内部監査結果の詳細を監事へ報告するとともに、計画の作成、監査項目や監査手法について意見交換をする等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化した。 人事については、機構内外で	

<p>の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題について、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。</p>	<p>別、処理及び伝達に係る態勢の整備</p> <p>⑤ モニタリング態勢の整備</p> <p>⑥ ICTへの対応</p> <p>内部統制委員会は、毎年1回以上開催する。</p> <p>また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題について適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備する。</p>	<p>別、処理及び伝達に係る態勢の整備</p> <p>⑤ モニタリング態勢の整備</p> <p>⑥ ICTへの対応</p> <p>内部統制委員会は、1回以上開催する。</p> <p>また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメントの防止等について、有用な情報を提供できる外部の専門機関等も活用することにより、職員の意識や認識の向上を図るとともに、相談体制を構築し、働きやすい職場環境を整備する。</p>	<p>ったか。</p> <p>● 内部統制委員会を年1回以上開催したか。</p> <p>● 人事に関して、適材適所の人事配置を行うとともに、労務課題に適切な対応を図ったか。</p>	<p>監査担当が点検し、全て適切に取り組まれたことを確認して、平成30年2月に理事長へ報告した。</p> <p>また、平成30年3月にリスク管理規程を見直し、想定される多数のリスクの中から優先事項を絞り込み、機動的に効果的な対応ができるよう、リスク管理委員会を理事をトップとした実務的会合とし、その検討結果を内部統制委員会に報告する運用へと改めた。</p> <p>自然災害等に関係するリスクへの対応については、「4-5 災害等の不測の事態の発生への対処」を参照。</p> <p>③ 統制活動</p> <p>中期計画等の進捗状況及び平成28年度業績評価での主務大臣指摘事項について、理事長は日常的にモニタリングしており、更に平成29年10月及び平成30年2月に全役員で包括的に進捗を管理した。</p> <p>この他、規程、手続等に則った正確な事務遂行と事務引継ぎ漏れの防止を目的に、事務処理マニュアルを3回見直した。さらに、異動期の事務引継ぎについて、円滑かつ遺漏のない引継ぎを期すため、平成30年3月に規程化した。</p> <p>④ 情報と伝達</p> <p>役員会(所定の案件が付議された際に開催)、役員懇談(原則毎月開催)、月例業務報告会議(毎月開催)及び幹部ミーティング(毎週開催)において、役職員相互で情報を共有している。理事長は、これらのミーティングにおいて、内部統制の現状把握や改善点の把握を行い、また内部監査結果等を次の業務改善に反映させるなどPDCAサイクルを徹底させている。</p> <p>また全課長の連絡会議及び各部・各課の連絡会議を毎週及び適時に開催し、周知事項を徹底した。</p> <p>職員が転入した際は、理事長が面談を実施し、機構のミッション等を直接伝えた。理事長と課長以下の職員等との面談も随時実施した。</p> <p>必要な情報を伝達し全役職員が必要な情報にいつでもアクセスできるICT環境を整備しており、理事長訓示、規程類の改正等は、都度電子メールで役職員に周知を行っている。</p> <p>⑤ モニタリング</p> <p>内部統制担当役員(理事)は、業務の有効性・効率性、</p>	<p>給・賞与に反映した。また、次年度に向けて広報業務の体制を改めた。</p> <p>メンタルヘルス、ハラスメントの防止等については、相談窓口の設置・専門家による研修の実施等により対応した。</p> <p>これらにより、計画どおりに内部統制の充実・強化に取り組んだものと評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>32件の研修を実施し、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに。適材適所の人事配置を行った。</p> <p>また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題に対して講習会や研修等を行うなど、適切な対応を行った。</p> <p>よって、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	--	--	--	--	---	--

				<p>財務、年度計画の進捗等について日常的にモニタリングし、問題や課題が明らかになった場合は、役員への報告を適時に行い、再発防止策等の策定及びそのフォローアップを行った。</p> <p>内部監査担当の企画役は、会計関係の全ての起案文書を確認し、平成 29 年度内部監査計画に基づき、法人文書管理、情報セキュリティ対策、個人情報管理等について、リスクが顕在化した場合の影響度の大きい事項を重点的に監査した。この際に判明した要改善事項や留意事項等については、理事長において適切な対応がとられている。</p> <p>⑥ ICTへの対応</p> <p>全役職員にLAN端末を配備して、情報セキュリティの確保や個人情報等の保護に留意しつつ、業務の遂行に活用している。</p> <p>平成 29 年度は情報システムが運用開始後 5 年となったため、10 月に新システムへの更改を実施した。その際、情報セキュリティの向上を図った。詳細は「4-4 情報セキュリティ対策の推進」に記載している。</p> <p>内部統制委員会については、平成 29 年度より、法令遵守等の点検結果及び内部監査計画・結果の報告を受けることとし、4 回開催した。</p> <p>内部監査担当は、監事に内部監査結果を詳細に報告するとともに、計画の作成、監査項目や監査手法について意見交換を行うなど、監事との連携強化を図った。</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>① 職員の専門性を高める研修については、部外研修 25 件、機構主催研修を 7 件実施した。</p> <p>② 人事評価については、4 月に各職員が前年度目標に対する取組について行った自己評価に基づき、管理者が評価案を策定した後、6 月に理事長が最終決定した。この評価結果は、「2-2 給与水準の適正化」に記載した「適正な水準」を念頭に置いた上で、定期昇給のほか、管理職員は 6 月及び 12 月、一般職員は 12 月の賞与に反映した。</p> <p>③ 組織体制については、総務部総務課が主担当で進めてい</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>た広報業務について、効率化及び責任の明確化のため、平成30年度より貯金部・保険部が別々に担当するべく、人事配置を含めた所要の準備を進めた。</p> <p>④ メンタルヘルスケアについては、平成30年3月に、全職員を対象として産業医による講習会を実施するとともに、相談窓口の周知を行った。また、平成29年7月に、改正労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施した。</p> <p>⑤ ハラスメントの防止については、ハラスメントの具体例を「法令遵守等に関するマニュアル」に示すとともに、機構内相談員及び外部の通報窓口について、転入者研修及び12月の全職員向け研修で周知した。</p> <p>公益通報については、外部の専門家を講師として、平成29年8月に総務課担当者向けに、また、12月に全職員向けに研修を実施した。</p> <p>⑥ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の実施に取り組んだ他、一斉消灯による全職員定時退庁を実施し、超過勤務の縮減に努めた。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (2)	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上	5回以上		訓練6回 点検4回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	B	
サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる改善を図ること。 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先においても個人情報	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、適時適切に情報システム更新及びペネトレーションテストを実施するとともに、職員を対象とする訓	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、情報システムを更改し、情報セキュリティレベルを向上するとともに、更改された情報システムに係るペネトレーシ	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ● 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、適切な情報セキュリティ対策に努めたか。 ● 職員を対象とする訓練又は点検を年5回以上実施し、PDCAサイクルによる改善を図ったか。	情報セキュリティについては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(以下、「NISC」という。)及び総務省からの要請や理事長指示、内部監査等による検証、点検により、間断なく見直し、以下の対策を実施した結果、情報の漏えいは発生しなかった。 1 組織・運営面の改善 ・ 人事異動に伴い、新たにCSIRT構成員を指定し、機構内・関係先へ周知した(平成29年8月、10月)。 ・ 情報セキュリティインシデント発生時の体制図を更新した(平成29年8月、9月、10月)。 ・ 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画を改定し、平成30年2月から3月にかけて実施したシステム監査の結果を踏まえた技術的な対策への対応や、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等が改定された場合の対応等について方針を定めた(平成30年3月)。 2 技術・システム上の措置 (1) システム更改 情報システムの運用・保守期限到来の機会を捉え、平成	<評価と根拠> 【B】 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に対応する情報システムの更改を平成29年10月に実施し、情報セキュリティ対策に万全を期した。さらに新システム導入後、当該システムのパネトレーションテストを含むシステム監査を実施し改善の検討を進めるなど、対応に遺漏がないよう最大限努力した。 職員への研修・訓練に関しては、全職員を対象とした一般的な幅広い施策(点検4回、訓練6回、研修1回)に加え、役員を含めたマネジメント研修及びCSIRT構成員を対象としたより専門性の高い研修・訓練を実施し、高い効果を求	<評価に至った理由> 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の各遵守事項、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」の各システム設計要領等を満たす仕様の情報システムへの更改を行い、当該システムについて監査を実施した。 また、情報セキュリティ委員会において情報セキュリティ対策の全体方針を定め、職員を対象とする訓練等を実施(点検4回、訓練6回、研修1回)する等により施策の実施状況を把握し、PDCAサイクルによる改善を図るなど、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を含む適切な情報セキュリティ対策が推進された。 また、委託先及び再委託先についても、情報セキュリティを監査項目に加えて実地監査を		

<p>の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。</p>	<p>練又は点検を年5回以上実施し、PDCAサイクルによる改善を図る。</p> <p>委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第1の1(1)及び2(1)の確認等を行うとともに、改善を求め等る措置を行うこととする。</p>	<p>ョンテストの実施を準備する。</p> <p>さらに職員を対象とする訓練又は点検を5回以上実施し、PDCAサイクルによる改善を図る。</p> <p>委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第1の1(1)及び2(1)の確認等を行うとともに、改善を求め等る措置を行うこととする。</p>		<p>29年10月、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部）の各遵守事項、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」（平成28年10月7日サイバーセキュリティ対策推進会議）の各システム設計要領等を満たす仕様の新情報システムへの更改を実施した。新情報システムに対しては、外部事業者によるペネトレーションテストを含むシステム監査を実施したところ（平成30年2月）、緊急性・危険性の高い脆弱性は発見されなかった。当該監査による指摘事項については、必要度の高いものから順次対策を進めていくこととしている。</p> <p>(2) システム運用等</p> <p>① NISC 及び総務省要請に基づき、政府からの不審メール、不正プログラム、各種ソフトウェアの脆弱性等の情報を踏まえた機構情報システムへの情報セキュリティ対策を随時実施した。</p> <p>② 特定個人情報を取り扱うシステムは他システムから分離して運用・施錠管理し、また特定個人情報の利用の制限等の対策を実施した。</p> <p>③ 個人情報を含むファイル等は原則インターネットから隔離されたシステムで取り扱い、ファイル毎の複雑なパスワードの設定を実施した。</p> <p>3 研修・訓練・点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護・情報セキュリティ研修（平成29年9月）：全職員を対象に情報漏えい対策に重点を置いた研修を実施し、個人情報保護への意識を啓発し、保有個人情報の適正な取扱いの徹底を図った。 ・ 情報セキュリティマネジメント研修（平成29年12月）：役職員を対象に、最近の重大な情報セキュリティインシデントの動向を踏まえた情報セキュリティ対策に関する研修を実施した。 ・ CSIRT 基礎/インシデント対応研修（平成29年8月及び9月）：新たに CSIRT 構成員になった職員をインシデント対応に関する外部研修に参加させた。 ・ CSIRT による机上研修（平成30年3月）：CSIRT 構成員により、インシデント発生時を想定した対応研修を実施した。 ・ 標的型攻撃メールの模擬訓練（平成29年4月、6月、 	<p>めた重層的な対策を行った。</p> <p>こうした情報セキュリティ対策の取組については、情報セキュリティ委員会において全体方針を定めた上で施策の実施状況を把握し、PDCAサイクルによる改善を図った。</p> <p>また、委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）についても、平成29年度監督方針において、顧客情報の管理を重点確認項目に定め、委託先等からの報告により顧客情報の管理状況を確認するとともに、実地監査により取組状況の確認を行い、改善指導を行った、</p> <p>これらにより、情報セキュリティ対策の推進を十分に取組んだものと評価した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>行い、内容を確認する等により監督を行った。</p> <p>よって、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>
------------------------------	--	---	--	---	---	---

				<p>8月、10月、平成30年1月、3月)：全役職員を対象に標的型攻撃メールの模擬訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護・情報セキュリティ点検(平成29年4月、7月、10月、平成30年1月)：保護管理者(各部長)が、四半期ごとに、所管部職員の保有個人情報の管理状況についてシートによる点検を行い、保有個人情報の適切な管理を確認した上で、点検結果を総括保護管理者(理事)に報告、理事から理事長及び監事に報告した。また、総括情報セキュリティ責任者(総務部長)が、四半期ごとに、全職員の情報セキュリティ対策の実施状況についてシートによる点検を行い、点検結果を最高情報セキュリティ責任者(理事)に報告、理事が、点検結果を分析し、情報セキュリティ対策の適切な実施を確認した上で、理事長及び監事に報告した。 <p>4 委託先及び再委託先における管理の確認等 (郵便貯金管理業務) 「1-1 郵便貯金管理業務(委託先及び再委託先の監督)」の2-(4)-イ「顧客情報の管理」に記載したとおり。</p> <p>(簡易生命保険管理業務) 「1-2 簡易生命保険管理業務(委託先及び再委託先の監督)」の2-(3)-イ「顧客情報の管理」に記載したとおり。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (3)	災害等の不測の事態の発生への対処		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
災害時を想定した訓練を年2回以上	2回以上		3回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。 また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルについて、毎年度見直す。また、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行うとともに、害時を想定した訓練を年2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルについて見直す。また、「緊急事態対応計画」で定める緊急時連絡先一覧、非常参集要員及び「業務継続計画」で定める優先業務要員・応援要員、一般重要業務等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リ	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害等不測の事態が発生した場合のリスク管理体制を適切に運用したか。 ● 委託先・再委託先においても災害等不測の事態の発生への対処が図られるよう適切な監督を行ったか。 ● 緊急時の対応マニュアルについて、毎年度見直しを行ったか。 ● 「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行っ 	<p>1 緊急時のマニュアルの見直し</p> <p>平成29年11月に、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告知の一部改正」(平成24年3月告示第5号)に基づき、「消防計画」を改正し、それに伴い「業務継続計画」及び「災害時対応マニュアル」を改正した。 「緊急事態対応計画」、「業務継続計画」、「災害時対応マニュアル」及び「新型インフルエンザ等対策計画」は、機構に転入した職員等にその都度説明した。 平成30年2月に、必要な備蓄品の品目や数量を検証して、追加調達を行った。 「緊急事態対応計画」で定めている緊急時連絡先一覧、非常参集要員及び「業務継続計画」で定めている優先業務要員・応援要員等について随時(9回)見直しを行った。</p> <p>2 災害時を想定した訓練</p> <p>以下のとおり3回実施した。</p> <p>平成29年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路等確認、安否確認メールサービスによる安否確認及び徒歩参集の訓練等を実施 <p>同年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府(防災担当)及び気象庁主催の緊急地震速報訓練に参加するとともに、再度安否確認訓練を実施 ・ 入居ビルが実施する自衛消防訓練(震災訓練、避難訓練及び消火訓練)に参加 	<p><評価と根拠></p> <p>【B】</p> <p>平成29年11月に対応マニュアルを改正した。また、緊急時の業務体制を9回見直した。 災害時を想定した訓練は3回実施した。 委託先・再委託先に対しては、「危機管理マニュアル」、「事業継続計画」等の提出を求め、態勢及び訓練の実施状況について、確認した。 これらにより、災害等の不測の事態への対策を適切に講じたものと評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>11月に緊急時の対応マニュアルを改正したほか、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について適時見直しを行うなど、リスク管理体制を適切に運用している。また、9月(1回)及び11月(2回)に3回訓練を行った。 委託先等に対しては、危機管理規程等の提出・報告の求め等を通じて、災害等の対応態勢について確認を行っている。また、委託先等において、訓練が行われていることも確認している。 よって、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>1の1(1)及び2(1)の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。</p>	<p>スク管理体制について、必要に応じ、上記第1の1(1)及び2(1)の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。</p>	<p>たか。 ● 災害時を想定した訓練を年2回以上実施したか。</p>	<p>3 委託先等の体制の確認等 (郵便貯金管理業務) 郵便貯金管理業務の委託先に対し、コンティンジェンシー・プラン、災害発生時におけるマニュアル等について、前回監査以降に改正があったものの提出を求め、確認を行った。再委託先に対しては、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」について前回監査以降に改正があったものの報告を求め、緊急連絡網の現行化、非常参集要員の指定、安否確認システム等により初動対応体制を整備し、定期的な訓練を行ったことを確認した。 平成29年8月から9月にかけて、日本郵政グループ各社が連携した震が関本社非常参集訓練や各支社・エリア共同で合同現地対策本部等の設置訓練を実施したことを確認した。</p> <p>(簡易生命保険管理業務) 簡易生命保険管理業務の委託先等に対し、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」並びに「情報システムにおける総合的緊急時対応計画」について報告を求め、緊急連絡網の現行化、非常参集要員の指定、安否確認システム等により初動対応体制を整備し、加えて定期的な訓練を行ったことを確認した。 平成29年8月から9月にかけて、日本郵政グループ各社が連携した震が関本社非常参集訓練や各支社・エリア共同で合同現地対策本部等の設置訓練を実施したことを確認した。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
—